

開会

主催者開会挨拶

山口県市長会会長（柳井市長） 河内山 哲朗

山口県町村議会議長会会長（山陽町議会議長） 中坪 智

来賓挨拶

山口県議会議長 島田 明 氏

司会



皆様、大変長らくお待たせいたしました。ただいまから山口県、山口県市長会、山口県町村会、山口県市議会議長会、山口県町村議会議長会の主催により「市町村合併トップセミナー」を始めさせていただきます。申し遅れました、わたくし本日の司会進行役を務めさせていただきます竹島知江と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして主催者から皆様に御挨拶をさせていただきます。

はじめに、山口県市長会会長の河内山哲朗が御挨拶申し上げます。

山口県市長会会長（柳井市長） 河内山 哲朗

山口県市長会会長を仰せつかっております柳井市長の河内山でございます。本来であれば主催の二井山口県知事さんから冒頭に御挨拶があるところでございますが、後ほど御講演をされますので、私の方から最初に御挨拶をさせていただき失礼をお許しいただきたいと存じます。



本日、「市町村合併トップセミナー」を開催いたしましたところ、県内各地から多数の皆様方の御出席をいただき、誠にありがたく、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

本日は全国知事会の嶋津事務総長さん、そして、合併に積極的に取り組んで、すでに新市が誕生いたしておりますが、兵庫県篠山市の瀬戸市長さんに、遠路御来県をいただき意義ある御講演を賜りますことを、まず厚くお礼を申し上げる次第でございます。

申すまでもないことですが、市町村合併は目下のところ、市町村にとりまして緊々の課題でございます。しかも自治体の今後の経済、社会、あるいは住民の暮らしに直接影響する課題でもございまして、それぞれの地域の状況をふまえた主体的な、また自主的な取組が必要な事項でございます。

県内におきましては、すでに周南地域での合併協議会での協議、あるいは県央部の行政、議会、

民間が一体となりました取組に加えまして、昨年、県下9つの地域において市町村合併のシミュレーションが実施をされるなど、それぞれの地域の現況、行財政の効果等が様々な場面で検討されている最中でございます。各地域では、こうした状況を踏まえまして、市町村合併地域別懇話会が実施をされるなど、本年に入りまして市町村合併に向けた気運が大きく高まっております。

しかしながら、平成17年3月に迫りました市町村合併特例法の期限を視野におき、今後こういう活動を一層続けていき、なお議論を深める必要があると考えております。本日の県知事さん、そして先ほど申し上げましたお二人の講師の御講演を私どももしっかりと拝聴いたしまして、今後の取組の御示唆を賜ればと存じております。

終わりに本日御参集の皆様方の御健勝と今後ますますの御活躍をお祈りを申し上げまして簡単でございますが、私の御挨拶といたします。なにとぞ本日はよろしくお願いを申し上げます。

司会

続きまして、山口県町村議会議長会会長の中坪智が御挨拶申し上げます。

山口県町村議会議長会会長（山陽町議会議長） 中坪 智



山口県町村議会議長会会長の中坪でございます。「市町村合併トップセミナー」の開催に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

今、我が国は価値観の多様化、国際化、情報化、少子高齢化等により大きな転換期を迎えており、私ども町村を取り巻く環境も大変厳しい状況となっております。

こうした中、地方自治関係者が、組織を挙げ取り組んでまいりました地方分権も平成12年4月に「地方分権一括法」が施行され、地方分権が現実の歩みを始めたところでもあります。さらに、第2次、第3次分権改革が望まれているところでもあります。この分権の流れを確実なものにしていくためには、町村の行財政基盤をより一層強固なものにしていくことが必要であり、市町村合併はそのために避けて通れない課題であると思っております。

しかしながら、各町村とも合併後のさまざまな面で不安や懸念を感じておりますことから、国、県を挙げた思い切った財政面、あるいは制度面の支援措置をとっていただく必要があると思っております。「市町村の合併の特例に関する法律」の期限まで、残された期間は3年足らずであることを踏まえ、市町村合併について、地域住民を交じえて早急に議論を深めていくことが重要でありますし、合併に向けて努力していかなければならないと考えております。本日の「市町村合併トップセミナー」を通じて、県内各地域において市町村合併の気運が一層高まっていくことを心から期待するものであります。

最後になりましたが、皆様方の御健勝を心からお祈り申し上げまして御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

司会

主催者挨拶でございました。つづきまして、御来賓の方から御挨拶を賜りたいと存じます。山口県議会議長の島田明様、よろしくお願いたします。

山口県議会議長 島田 明氏

一言御挨拶を申し上げます。皆様方には平素から県内各地域で地域の振興、発展に多大な御尽力を賜っております。ここに深く敬意と感謝の意を表します。



さて、御案内の通り、現在市町村合併の実現に向けて、県内各地域で合併シミュレーション調査の実施をはじめ、県央部では中核都市ビジョンの作成や、合併重点支援地域指定

に向けての検討、また周南地域では2市2町での法定合併協議会設置に向けて新たに動き出すなど、それぞれの地域事情を踏まえた、個々の具体的な活動が本格的に展開されております。

このような中、県では本年4月から6月までの3ヶ月間を「市町村合併広報強化月間」と定め、官民一体となった全県的な取組を全国に先駆けて、積極的に展開されているところでございます。本日はその取組の一環として、市町村合併推進のリーダーである皆様方を対象にこのセミナーが開催され、市町村合併への理解をさらに深めていただきますことは誠に時機を得たものであり、今後の市町村合併の推進に大きな成果をもたらすものと確信をしております。

私ども県議会といたしましても、合併特例法の期限がそこまで迫っております今、21世紀は地方の時代、とりわけ住民にもっとも身近な市町村の時代にしなければならないとの強い信念のもとに、住民と行政とのパイプ役として県民の皆様方の市町村合併に向けた議論が活発、かつ、着実に進められますよう、できる限りの努力をしまいる所存でございます。どうか皆様方には本日のセミナーを新たな契機に、一日でも早い市町村合併の実現に向けてリーダーシップを遺憾なく発揮され、地域住民を交えた議論を深めていただきますようお願い申し上げます。

終わりにになりましたが、皆様方の今後ますますの御健勝と御活躍とを、市町村合併の着実な推進、さらには県政の振興発展を心から念願いたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。

講演

「市町村合併の実現に向けて」

山口県知事 二井 関成

司会

それでは、ただ今から講演に移らせていただきます。まずはじめに、「市町村合併の実現に向けて」と題しまして、山口県知事二井関成が講演を行います。

それでは二井知事よりよろしくお願い致します。

山口県知事 二井 関成

皆さんこんにちは。二井関成です。

「市町村合併トップセミナー」を開催いたしましたところ、県内各地から御多忙な中、この様に多くの皆様方に御出席をいただきましてありがとうございました。主催者の一員として、まず心から感謝を申し上げます。

私に与えられた時間は、20分ということですから、さっそく市町村合併に向けての県の取組方針等についてお話を申し上げておきたいと思っております。

皆様方既に御承知のように、地方分権一括法が一昨年4月に施行されまして、分権は本格的な実行段階に入っております。

私どもは、これまで、国に対しまして、国の役割というのは、外交とか防衛とかいうような、国家の存立に係わる課題、また、政府がリーダーシップを持って全国的な観点から進めなければならない課題に限るべきである。できるだけ国の権限や財源を地方に移譲し、地方分権を進めるべきである。このことを強く要請をしまいいりました。御承知のように、その結果、権限の面では一定の成果もでてきております。

一方、今、国の政治は、御承知のように、国民の信頼を損ねる様な事件、出来事が起きています。住民から遠く離れたところで行われる政治というのは、どうしても目が届きにくい。したがって、国の場合は、「霞ヶ関の論理」とか、あるいは、「永田町の論理」とか、そういう言葉で言われるような、国民の意思とは遊離をした事件、出来事が起こりやすい傾向にどうしてもあります。

国の政治システムが今、様々な面で制度疲労、弊害を起こしているわけですから、私は、地方分権は、今後も大きな流れになってくるといふふうに確信をいたしておりますし、またそのために、私どもも全力で取り組まなければならない。そのように今考えております。

地方分権を進めるということは、どういうことかといいますと、国への依存をできるだけ少なくし、地方でできることは地方で決めて、自らの責任で実行するということです。このことは、単に、行政内部だけのことではなくて、住民自体もできるだけ、「依存型」から「自立型」へ意識

を変えていかなければならないということでもあります。

よく、「自助、共助、公助」という言葉が使われます。「自助」というのは、自らを助ける、自分でできることは自分です。「共助」というのは、共に助け合っていることは共に助け合っている。そして、「公助」というのは、公が助けるという「公助」です。私は、地方分権を進めるということは、まずは、「自助」ありき、そして、「共助」、そして「自助」・「共助」でどう



してもできないことを「公助」する、それも、やはりその中でも、まず住民に最も身近な市町村ができるだけ対応していく。そして、市町村がどうしてもできないことを県がやり、県がまたどうしてもできないことを国がやる。という方向に発想を変えるということが必要だと思います。

また、同時に、地方分権を進めるということは、「地方のことは地方で」ということですから、県はもちろんのことですけれども、市町村同士が、知恵比べ、アイデア比べで本格的に政策で競い合う、地域間競争の時代となるということでもあります。

したがって、私共は、このような分権の大きな流れをしっかりと受け止めて、市町村の力をいかに高めていくのか。市町村が、自らの責任で政策決定し、地域間競争に打ち勝つ力をいかにつけていくのか。このことが極めて重要な今日の政策課題である。そのように私は考えております。

こうした課題に的確に対応していくためには、何よりも、市町村の行財政基盤を強化する。また、政策能力、行政能力を向上していくことが不可欠であります。

さらには、本県の場合は、分散型の都市構造という現状があります。都市合併による足腰の強い中核都市の形成は、県勢の活性化を図る上からも大変重要な課題です。

このようなことを考えますと、市町村合併はこのための最も有効な方策である。したがって、その推進は避けて通れない極めて重要な課題であると認識いたしております。

こうした中で、まず、合併に向けた全国の状況を見ますと、平成13年中、昨年、埼玉県さいたま市をはじめ5件の合併が成立しております。また、この4月1日からは、香川県さぬき市と沖縄県久米島町が誕生をいたしました。そして、法定合併協議会も一挙に28の地域で設置されるなど、合併をめぐる動きが大きく今進展してきております。

県内では、御承知のように、周南地域において合併に関する具体的な協議が、また、県央部では合併を視野に入れた中核都市形成に向けた官民一体となった取組が進められております。さらに、昨年度、県内各地域で市町村合併シミュレーション調査事業が実施をされました。この調査結果では、9地域45市町村分ですけれども、10年間の人件費の削減額が約723億円、一般職員の減少人数が約1,650人となるなど、合併効果が大きいことが数値としても具体的に明らかになっております。また、小さなパターンよりも大きなパターンの方が、効果はより大きいことが示されております。

このように県内におきましても、合併に関する取組が全県的に進められておりますが、合併特例債をはじめとする様々な財政措置が定められている「合併特例法」の期限が平成17年3月31日ということになっておりますから、残すところ3年を切っているということで、あまり猶予がないという状況にあります。

国の方でも、合併特例法の期限延長はないということが確認されております。言い換えますと、優遇措置、特例措置は、法期限である平成17年3月までに合併した場合にだけ、適用が認められるということになるわけですから、是非ともこうした優遇措置を有効に活用して、合併後の新しい地域づくり、まちづくりを進めていってもらいたいと考えております。

国の方で、「合併協議会の運営の手引」というのが示されております。合併先進事例を参考にしながら、合併協議会の設置から合併の実現までの具体的な手順を示した手引なんですけれども、これを見ますと、合併協議会の立上げ準備から協議会での協議、そして、合併に向けた準備まで、標準的な所要期間が22か月、2年弱というふうに示されております。



このようなことを踏まえて考えますと、平成17年3月までの合併スケジュールを想定いたしますと、合併に関するあらゆる事項を住民を交えて協議、検討する場である「法定合併協議会」を今年のできるだけ早い時期に設置して、各地域で具体的な協議、検討を進めていくということが必要になります。まさに今年が正念場、市町村合併に向けた取組をしていく極めて重要な年だということになるわけです。

とになるわけです。

そのために、県といたしましては、この2月に「市町村合併推進本部会議」を開きまして、これからの県として、全県的に市町村合併に取り組む、「市町村合併の推進に向けた取組方針」というものを決定いたしております。

この1月には、地方4団体の皆様方から「市町村合併に関する要望」もいただきましたけれども、その内容を十分に踏まえまして、県としての、今年度の合併関係予算を大幅に拡充いたしましたし、県の組織の中でも、「市町村合併推進室」を設けて、合併推進体制の整備・強化を図ったところです。そして今日の「市町村合併トップセミナー」もそうですけれども、この4月から6月までの3か月間、これを「市町村合併広報強化月間」ということで、気運醸成を図ってこうと今しておるわけです。

そして、既に開催しておりますけれども、各地域で「市町村合併地域別懇話会」、これも今各地域で開かさせていただいておりますし、「いつでも、どこでも、誰にでも」きめ細かく合併についての話をしたいということで、「出前講座」も設けさせていただいております。すでに、約70件ほどの申込みをいただいておりますので、この「出前講座」も皆様方積極的に活用していただきたいと思います。

パンフレットの方もお手元にお配りしておりますように、できるだけ住民の皆さまにわかりやすいようなものにしたいということで今日はお配りをさせていただいておりますので、これについてもぜひ、目を通していただきたいと思います。

県も、予算的にも、法定合併協議会の設置が進むように等々、総額4億8千万円の予算も計上いたしておりますし、人的な応援も、法定合併協議会の委員として県から派遣するとか、あるいは、協議会事務局へも職員を派遣するとか、そのような形で財政面、あるいは、人的な支援策も幅広く講じたところです。

さらに、国が昨年策定いたしました「市町村合併支援プラン」の対象となる「合併重点支援地域」につきましても、市町村合併支援道路事業をはじめとする、国の事業、あるいは、県の事業、これらを優先採択、重点投資を行うということにいたしておりますから、ぜひ、地域指定について積極的な御検討をお願いしたいと思っております。

申すまでもなく、市町村合併は、それぞれの地域の在り方にかかわる重要な問題です。将来の地域づくりに関する問題でありますから、市町村や住民の方々に、しっかり議論をしていただくことが何よりも重要です。

そのため、行政は、住民の方々が正しい判断ができるように、具体的で分かりやすい情報を的確に提供する必要があります。住民からの声を待つということではなくて、行政サイドから積極的に住民に対して働きかけを行い、判断材料を提供することが重要であります。これは行政の使命であります。

このために、繰り返しになりますが、関係市町村で構成する法定合併協議会を一日も早く立ち上げて、新しいまちづくりのマスタープランとなる市町村建設計画案などの、判断材料となる資料を作成して、住民に十分な情報を提供していくということが重要です。

合併の推進というのは、市町村長さんと議会のリーダーシップが極めて重要であります。そして、その取組は、市町村長、議会、住民の三位一体で進めることが肝要でして、どれも欠くことはできません。

そういう観点から、本日のトップセミナーの開催を契機として、市町村長さんや議会のリーダーシップの下で、各地域において合併の論議が一層高まるように期待をいたしております。

県といたしましても、この市町村合併というのは、私は、21世紀の新しいまちづくりを進めていく大きな舞台であるというふうに考えておりますから、全力で地域の取組を応援をしていこうと思っておりますから、どうか、引き続き合併の取組についての加速化を図っていただくように心から期待をいたしております。

もう時間がありませんから、以上で終わらせていただきますけれども、皆様方には、今地域の抱えている課題、様々な大きな課題はありますけれども、私は、やはり、市町村合併によって力強い市町村になっていただきたい。そのように思っておりますので、どうか皆様方にはますます御活躍をされますよう心からお祈り申し上げまして、私の話を終わらせていただきます。

今日はありがとうございました。

講演

「21世紀の地域の課題と市町村のあり方」

全国知事会事務総長 嶋津 昭 氏

司会

それでは続きまして、「21世紀の地域の課題と市町村のあり方」と題しまして、全国知事会事務総長の嶋津昭様から御講演を賜りたいと存じます。

嶋津様、お席の方へお願いいたします。

それではここで、嶋津昭様のプロフィールを御紹介させていただきます。

嶋津様は、昭和18年東京都にお生まれになり、昭和42年に自治省、現在の総務省に入省され、行政局公務員部給与課長、財政局地方債課長、同財政課長、自治大臣官房審議官、同総務審議官、同官房長、財政局長を御歴任の後、平成13年1月からことし1月まで総務事務次官を務められ、退官後、今年2月から全国知事会事務総長に御就任され現在に至っております。

本日は、豊富な行政経験を踏まえたお話を賜りたいと存じます。それでは、嶋津様、よろしくお願いいたします。

全国知事会事務総長 嶋津 昭氏



ただいま御丁寧な御紹介をありがとうございました。知事会の事務総長をしております嶋津でございます。

今、山口県におけるこれからの市町村合併の課題について、私の尊敬する先輩であります二井知事からのお話がありました。私は、全国知事会で二井知事さんを初めとする47人の都道府県の知事さんの番頭役を務めておるわけですが、今までの私の、主として地方財政等を通じた経験等も含めたお話を短い時間でございますけれどもさせていただいて、何かの参考にしていただければと思います。

レジュメをお配りしておきました。私も地方財政とか税の話はどうしても数字の話でございますので、資料等もできるだけ用意してまいりましたので、このうち一部分、資料を使いながらお話をさせていただきたいと思いますが、そういう参考にしていただきたいと思うわけでございます。

構成として、最初に「国の財政、地方財政」、それから「財政を支える税制改正の動向」で、税財政の話で最初半分いたしました。それから「地方分権の推進」、それから今、総務省並びに政府が一生懸命進めております、それから市町村も取り組んでおります「電子政府、電子自治体」の

話、そういう4つのお話をした上でそれぞれが地域の課題として取り組んでいる最終的なその集約した動きが最後の「市町村合併の推進」につながっていくだろうというふうに、私は考えておりますので、そういう道筋でお話を50分、短い時間でございますがさせていただきますと思います。

まず、皆さん財政の話のときに、きょうの読売新聞にもちょっと取り上げられておりましたが、どうも国債の格付と申しますか評価がですね、日本国債の評価がどんどんどんどん下がってっているという話を新聞紙上で、そんなに大きな記事ではございませんけれども見かけると申します。その国債の評価というのは何だろうということでございます。

これは、後ほどお話しするように、現在、赤字国債、建設国債も含めて国債などの長期債務が500兆円を超えており、あるいは地方も190兆円を超えて借金がある。このためにいろいろな年限の国債を発行しているわけでございますけれども、そんなに世界中で売れているわけじゃないんです。日本の国債ていうのはほとんどが日本国内で消化してますので、そんなに外国から格付をしてもらう必要もないし、普通の民間会社の社債ですと格付会社が格付をして、それを目安にして消費者って申しますか、購入する人が判断をして買うものですから、公正な第三者による値段決めというのが非常に意味があるんですが、国債の場合にはちゃんと売れてますし、そういうことを頼んでないんですけれども、勝手に世界の欧米の格付会社が格付しちゃうんです。

ところが、その格付会社の格付というのは本当に正しいかわからないんですね。御承知のように、エンロンというアメリカの電力会社の格付、これは超1級の格付だったのが一夜明けてみたら破産してしまったということに見られるように、民間会社の場合にはお金を出して格付をもらう。

ところが、日本国債はお金を出さないのに勝手に格付してしまって、その格付自体が欧米のサミットの参加国なんかはAAAという3Aという評価なのに、日本はこの数年前からこの評価がどんどんどんどん下がらして、今やその評価会社がシングルAというランクに下げようとする動きがあるというような新聞記事が出ております。

それから、さらにそういうのに対して我が国の政府が、黒田さんという財務官、これ私の大学の同級生なんです、の名前で格付会社に抗議の文書を出して、その低下する理由を示せと言ったんですね。

それは、日本は経済の規模もGDPで言うとアメリカに次いで2番、それから対外純資産と言いまして、外国に対してお金を貸している、その額が世界で1番、アメリカなんかは逆にマイナス、赤字なんです。それから、外貨準備高も世界で一番ある。それから、これよく言われることですが、日本の国民の個人の貯蓄資産等が1,400兆円ある。シングルAの格付というのはどういう国かと言いますと、日本以外にチリとかハンガリーとかそういう国なんです。南米の国とか、あるいは東欧の経済的にどうしようもないところの国債と同じ評価になってしまうということなんです、それ、まあ言わば外国の評価会社の感覚は、経済の実態ということではなくて、どうも日本の政府のパフォーマンスが余りよろしくないというようなことが言われているんです。

なぜそういう日本政府のパフォーマンスが悪いという評価になってきたのかということについて、これまあ地方財政も若干寄与していると言いますが、影響しているところがございますので、そういう話からお話をさせていただきたいと思えます。

まず、資料の1ページを見ていただきますと、これは総務省で毎年つくっております、戦後の昭和25年に交付税制度ができて以来、こういうふうな地方財政計画というのをつくっております。地方団体が今3,300ございますけれども、その3,300の団体の一般会計の予算を全部合計したようなものを、国の予算と並行してですね、地方財政計画としてつくっているんです。

その構成をどういうふうにつくっているのかと言いますと、7ページのところにございますように、この図は左側に平成14年度の国の歳入歳出予算、右側に先ほど1ページにございました地方財政計画の平成14年度版を積み上げておりまして、日本の国の財政は国と地方が、いわば公共の財政というのは国と地方が車の両輪のように財政運営をしているということをこの図で示しております。まず右側の地方財政計画はどういうふうな積み上げをするかと言いますと、地方団体の公務員の給与、学校の先生、警察官、市町村の職員、そういうもの全部の、正確に言いますと260万人ぐらいですが、の公務員の給与を積み上げを計算して、それから福祉とか農業行政とかそういうものの歳出予算を一般行政経費として計上し、それから公共事業を単独事業と国の予算に基づく直轄事業、補助事業、それぞれ計上し、借金の払いのための公債費等を計上します。

それから、財政計画の歳入の方は、地方税、これ税制改正を毎年度やりますが、それに基づいて総務省の税務当局が来年度の税収として見積もって収入を計上いたします。

それから、1つ飛んで、国庫支出金は国の予算で決まっています。それから、地方債は地方債計画というので決まっています。

そういう形で、歳入と歳出を対比させて、その不足を交付税として地方団体にその差額を補填する意味で積み上げて計上しているわけでございます。

国の予算の方は、今度地方財政に関係するものを拾ってみますと、まず一般会計の歳出で、地方交付税がありますが、これはいわゆる法定5税、法律で定まった交付税の対象税目は、そこにあります所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税、この5税の一定率ということで交付税が右側の歳出の欄に計上されます。

ここで気がつくまのは、交付税は地方団体にとっては歳入ですけど、国の予算では歳出なんです。それから、正式な名前もですね、国の歳出予算の交付税は交付税交付金という表現になっております。地方財政の方は地方交付税として受け入れます。そういう、後ほどもちょっとふれますけれども、そういう差がございます。

そういう形で、間に交付税特別会計というものを介在させます。なぜ交付税特別会計を介在させるかと言いますと、まず、国の予算で計上した交付税は交付税特別会計の歳入に入っています。右側に交付税特別会計の歳出、それが地方団体に配られる交付税の総額になって右に出ていきます。

若干差額がございますけれども、その差額は交付税特別会計で借金をしているものの利払いのための経費が除かれますので、若干差がございます。

この図は何を意味しているかと言いますと、地方の必要な歳出額、積み上げられた歳出額 87.6兆円、この歳出を賄う歳入は確保する、保障するという機能を地方財政計画は果たしているんです。

そのために、実は実力ベースの交付税は法定5税分の一定率 12.6兆円しかないんです。これちょっと黒く塗りつぶしてある中で見にくいんですが、これが実力の交付税です。

12.6兆円の交付税が実力なのに 19.5兆円必要なものですから、その間の7兆円ぐらいをこの国の予算なり特別会計を介在させて、増額して地方団体に配っているというのが今の地方財政の構造なんです。

というのは、要するに、実力の交付税、法定5税の、昔は法定3税の32%と覚えやすかったんですけど、今はたばこ税、消費税の交付税が新たに加わって、それからまた法人税の交付税率が特例で35.8に上がっているもんですから、これはなかなか率が覚えにくい、もう法定5税の一定率という表現にしておりますけれども、その額では全然足りないんですね。その5割増しぐらいの交付税を使っているというのが、今の地方財政の現状であって、なおかつこの図で見られるように、それを国の予算と特別会計を通じて5割増しの交付税を確保しているというのが今の国、地方の財政関係なんです。

そういうことがどのくらい続いてきたかと言いますと、これまたなかなか大変なことなんです、資料の4ページを見てください。

この昭和50年以降の25年ぐらいにわたる地方財政の収支がございまして、そのうち1年たりとも地方財政の収支が黒字になったという年はないんです。この黒塗りしてある部分は歳入が足りなくて地方債を増発をして、通常のベースよりも地方債を増発したというのが黒塗り、それから白の方は地方債の増発では足りなくて、地方交付税を先ほど言いましたように、実力ベースよりも余分に借金をしたりして交付をしたということの歴史でございまして、バブルのときでさえも実は収支が整わないので地方債の増発をしていたんです。

ところが、バブルが終わった平成4年の補正以降ですね、この白抜きの、いわゆる交付税の増額をするということがほぼ10年続いたわけでございまして、そこで今巨額の交付税特別会計なり地方債の借入残高が残ってしまった、5ページのところでございまして、そこにございまして、今や総額で195兆円というような借金をするに至ってしまった。そのうち、この交付税特別会計の借金が30兆円、それから29兆円が公営企業債の残高、それから一般の地方債が残りの136兆円、こういう3種類のもので195兆円というような借金になってしまった。

それから、国、地方合わせますと10ページのところでございまして、14年度末で693兆円。昨年度の当初ベースが666兆円で覚えやすかったんですけども、今年は693兆円、これ国、地方合わせて、国が528兆円、地方が195兆円、合わせてこれ重複分というのは交付税特別会計で地方が借りている分が30兆円、ダブル計上してありますので693兆円にな

る。これはGDP 500兆円の140%にもなっている。

昔、我が国の財政が少し悪くなりかけたときに、まあそれでもイギリスとかアメリカは財政がよくなっているが、イタリアより悪くならないというふうに言っておりましたところが、どんどん財政が悪化して、結局、今時点ではイタリアをさらに上回って悪くなって、先ほど言いました、国債の評価もイタリアよりもさらに下がってしまうというような状況になっているということです。

そこで、6ページをちょっとあけていただきたいと思います。そういう状況の中で、今地方財政の交付税の総額も平成12年の交付税総額をピークとして、平成13年、14年と2年続けて交付税の額が減っております。これは皆さん方、予算編成したときに実感をしていると思うんですね。

交付税総額が平成12年が2兆4,000億円、この一番左の状態なんですけれども、そのときは2兆4,000億円の交付税があった。それが今や平成14年には1兆9,000億円になって2年続けて5%、それから平成13年が5%、平成14年が4%、2年続きで減っております。

これはなぜ減ったのかと言いますと、これは冒頭ですね、国債の評価がおかしくなったということとつながってくるんです。それは平成12年までは国税5税分の交付税以外の、先ほど申しました実力の交付税が1兆2,000億円ぐらいしかないのに、その5割以上の8兆円以上、交付税特別会計で借金をして交付税を増やして配っておりました。

ところが、財投改革というのが行われたことを御存じだと思っておりますけれども、これも総務省も関係しますが、郵貯、簡保のお金を財投会計に全部つぎ込んでいたというやり方を行革の一環として見直すこととしました。特殊法人なんか財投のお金が入ってこなくなって、行革をいろいろしなくてはいけない。道路公団、住宅金融公庫の廃止とかいろいろございますが、地方財政も特別会計で財政投融资から借りてたんです、平成11年まで。ところが、12年に財投改革をして、財政投融资からその交付税特別会計に回す金がないと言われてしまって、はたと困りまして、私、財政局長だったんですけれども、そのときにやむを得ず民間からの借り入れをしたんです。

それで、民間から借りるのに6カ月の短期の手形借入れの形式で入札をして、低金利のところからお金を借りるというやり方をやりました。平成12年度の交付税に民間借入れ8億円が含まれており、国の予算の編成の審議をしている予算委員会の最中の3月にアメリカの新聞ニュースウィークに、その記事が「日本政府の奇妙な借り入れ」という見出しで、8兆円の借り入れのことが報ぜられまして、日本政府は国債も発行しないで変な借り入れをしていると。6カ月民間の金融機関から借りて、それを交付税特別会計に流して、それを地方団体に配って使っていると。財政秩序から言って大変ひどいことだというような記事が出て、野党からもそういうことはおかしいではないかと強く指摘されたわけです。

そこで、平成13年度の地方財政対策にあたって、この真ん中の欄をちょっと複雑な区切りが

してありますが、そこでもう交付税特別会計で民間から借り入れするのはやめようという方向で議論がまとまり、ただ、直ちにやめることはできないので、平成13年は半分は交付税特別会計の従来どおりの民間借り入れをやって、残り半分は、赤字としてはっきり表に出し、国は赤字国債で調達し、地方は赤字地方債で調達して、交付税特別会計の隠れ借金ということはやめようという、そういう地方財政対策の見直しをしたんです。

そのために、この図で言いますと、国の予算の交付税交付金はこの国税5税分から斜線が引いてあるようにこの白抜きのところ、国税5税と特例加算、これは赤字国債です。赤字国債で地方財政に交付税を増やすという、1兆4,000億円、これを足した分ですから、国の予算上の交付税交付金はばんと増えたんです、大幅に、1割以上。

ところが、逆にですね、地方に配る交付税というのは、特会借入金を半分残してましたので、この網かけ部分、この分が交付税特会で従来どおり民間から借金をして地方団体に配って、2.8兆円、これは国が半分、地方が半分、将来返しますという約束なんですけれども、それで増やして、で、ところが地方団体がこの赤字国債の1.4兆円に見合っただけで地方財政でそれぞれの3,300団体が赤字地方債で発行する分が1.4兆円あった分ですが、その総額が交付税から減ったもんですから、地方団体に配る交付税は5%、約1兆円減ったという構造なんです。

平成14年になりますとこれはどうなるかと言いますと、13年度では、全部、平成14年から特別会計借入金やめようとしたんですが、国の財政が赤字国債を発行して地方に特例加算をしようとしたら、小泉総理の国債30兆円公約に抵触することとなり、到底、全部赤字国債で地方財政に交付税を増やすことはできない。ぎりぎり30兆円までの国債枠の下で特例加算できるのが3.1兆円が限度だということで、やむを得ず民間からの借り入れを4分の1分残したんです。総額で言いますと2兆円です。

したがって、国が赤字国債を出して交付税を増やす分も増えましたが、地方団体が赤字地方債、それぞれの団体、山口県もそれぞれの市町村も出していただく特例地方債が倍以上に増えて、その分交付税が減ったんです。

したがって、国の予算の交付税はやはり増え、地方団体が配分を受ける交付税は減るという、こういうまた2年続いてそういう現象になりました。

それじゃあ、平成15年どうなるか、聴衆の皆さんももう容易に想像はできると思いますが、来年はこの交付税特別会計の借入金はもうやめま



すんで、そうするとその分が半分は国の赤字国債による交付税の加算、それから残り半分は、この1兆円の相当する分は地方団体が出す赤字地方債を増額するということになりますので、もう来年の傾向は既にここでもうわかるわけです。

来年も交付税は、国の予算の交付税は増える、地方団体が配分を受ける交付税の額は減るとい
う方向性はもうわかっているわけですね。したがって、3年続けて来年の交付税は減ります。

しかし、赤字地方債を発行してもその元利償還金はまた交付税の基準財政需要額に100%算
入しますので、実は自由に使える一般財源であるものはそれほど減ってはいないんです。

しかし、なぜそういう改革をしたかと言うと、この交付税特別会計借入金というのは麻薬みた
いなもので、国債でもないのに特別会計で借りて、それを地方団体、将来国と地方が半分ずつ返
すんですけれども、そういう形でもって借金をして行って、借金のたまった分だけでこれ30兆
円にもなって、実力の地方交付税の3年分ぐらいを借りてしまった。たこ足の先食いみたいな形
になっているわけですから、そういうことをいつまでもやってられない。いわば、財政構造改革
の前処理みたいなことをやってる、それが地方財政の状況です。

国の予算の交付税は増えるもんですから、地方財政に関心のない国民の目から見ると何でこん
な国の財政が大変なのに交付税をこんなに国の予算上、10%も7%も増やさなくちゃいけない
んだという怨嗟の声がわいてきております。

国の財政制度審議会とか税制調査会の場合は、地方財政がおかしいんじゃないか、もっともっ
と地方財政の歳出はカットすべきじゃないか、無駄なことをやっているんじゃないかというよう
な指摘が強くなってきています。

一方で、知事会、市長会、町村会の方では交付税がどんどんどんどん減っていく、これは大変
だという気持ちで、これは合併を進めるためにやみくもに交付税減らしているんじゃないかとい
うような疑いの目で見られてる。国の予算上増える交付税交付金、地方団体での受けとる交付税
が減少するという、こういう傾向が13、14、15年の傾向であります。私どもはなぜこうい
うことをやったかという、結局は歳入歳出が合わない、財源不足の状態を漫然と続けていると
いうことはおかしいし、続けるにしてみても国民の目から見てそういうことがよくわかる状態に、
ちゃんと住民がどれだけ借金がある、どれだけ赤字があるかということを明確に説明すべきであ
るという考えです。それぞれの市町村、それぞれの都道府県の歳入歳出予算だけではなくて、そ
れ以外に交付税特別会計で30兆円もあり、なおかつ国も赤字国債を毎年3兆円も出して交付税
を増やしているんですということを国民、住民も理解していただくようにするためには、こうい
う地方財政対策の見直しをやらなくてはいけないだろうということです。このことが将来の財政
構造改革、これから国の予算もそうですが、地方団体の歳入歳出予算の見直しという議論につな
がってくるだろうというふうに考えて、こういう見直しをしているということでございます。

次に、それでは、税制改正の動向がどういうふうになっていくんだろうということをお話をし
たいと思います。

資料で言いますと、今国民からいただいている税金、11ページの図を見ていただきたいと思います
ますが、これよく見る図でございます。まず、平成11年度ベース、今よりも税収が多いんです
が、国民の租税総額は84.2兆円あって、それを国が49兆円、地方が36兆円という6対4
です。以前は2対1というような表現をしていましたが、最近はお国の方からも2対1はひどいん

じゃないか、やはり地方団体の方は堅調な固定資産税なんかがあるからそんなに地方税の額は減ってはいない、一方、国の方は所得税も法人関係税もどんどんどんどん減ってるということで、6対4というような表現にせざるを得ない状況になっております。

ところが、下の方の歳出、国民に対するサービスは163兆円支出しておりまして、その歳出ベースで言いますと、国の歳出が63兆円、地方の歳出が100兆円、大変大きな地方の歳出になっておりまして、その比率で言うと逆に4対6になって、歳入では6対4なのに歳出が4対6になっている。

しかし、一方では、歳入と歳出の総計が実は合っていないところにも大きな問題があるので、そういうことを差し引いてお考えいただきたいんですが、その歳入の6対4と歳出の4対6という比率が逆転していることを歳入と歳出、租税配分と歳出の配分の間に乖離があると、この乖離を地方団体の側はより縮小してもらいたいというのが、税制改正に対する我々の意見でございます。県、市町村を通じての意見です。

12ページには、具体的に税目が所得税、地方で言いますと住民税になりますけれども、所得税関係、地方の所得課税が住民税であります。それから、それぞれ住民税にも法人と個人の分がある。

それから、消費税は御承知のように、今5%いただいておりますが、国消費税が4%、地方消費税が1%、大体消費税1%が2.5兆円でございますので、そういうふうな配分になっております。

それから、資産課税については、これ市町村の固定資産税が最大の税目で、そういう所得、消費、資産にバランスをとって課税をする、それを国と地方が分け合っているという税収の動向になっております。

そのことで、まず13ページの方にいきますと、国税の税収自体、バブルのときに60兆円あった税収が実は今45兆円しかない、もう75%ぐらいにそのピーク時から税収が減っております。

これは、景気の低迷によって法人関係税収等が大幅に減っています。これは山口県の法人事業税もそうですし、所得税にも影響をしております。

それ以外に、平成6年と平成10年に2回にわたって減税をしております。その6年の税制改正は2%の消費税の導入というのを3年遅れてやったわけございまして、そのために平成9年の税収自体が若干上がっております。これは消費税の2%の増をやったと。

ところが、平成10年にはまた恒久的減税というので6兆円を超える減税をしておりますので、2段階の減税でもってがくんがくんと税収が減っている。それから景気の低迷で税収が減っている。こういう状況になっているわけございまして、その14ページのところに、今税制が抱える問題として一番大きな問題は、「税負担の空洞化」という現象が言われております。

まず、租税負担率23%というのは、主要国中最低であります。15ページのところにございますように、一番最高のカナダが46%、それからアメリカの26.5%、日本が税制改正を平

成10年に恒久的減税でやったことによって、日本の場合はほかの国と違って昭和61年から14年の15年ぐらいの間隔で租税負担率は逆に下がっているという状況でございます。

これに加えて、例えば北欧のスウェーデンとかノルウェーなどはこの60%、70%、もっとさらに租税負担率は高いわけでございます。

次の16ページを見ていただきますと、これは、いわばGDP比なんできの数字と若干違いますけれども、デンマークなんか北欧の福祉の先進国と言われるところはGDP比で48%というような国民租税負担率になっているのに対して、日本は17.5%、先進国中最低はもちろん、韓国よりも低い、メキシコは先進国とは言えないかも知れませんが、そういう国から比べても低い、いわば先進国中最低であると言えると思います。

ただ、15ページに戻っていただきますと、日本の場合には租税負担率と国民負担率、租税負担率というのは国税、地方税の負担がどの程度のウエートかということでございますけれども、所得に対して。国民負担率は社会保険料、年金、医療保険、そういうものを加えた国民負担率は昭和61年から比べると35.5から38.3に増えておりまして、なおかつアメリカよりも国民負担率は若干高い。しかし、欧州の先進国あたりから比べるとまだ相当に低い。これが日本の租税負担率、国民負担率の現状でございます。

で、14ページに戻っていただきまして、そういうことも含めて、租税負担率は主要国中最低である。それから、個人所得課税では、今課税最低限が380万円です。地方税はもう少し低いですけれども。

そういうことによりまして、なおかつ、住宅ローン控除等がございますので、サラリーマンでも住宅ローンを借りている人は1,000万円近い所得になっても所得税負担はゼロというような状況が今の我が国の状況で、サラリーマンの4分の1が所得税を納めてない。それから、法人所得課税は企業の7割が非課税です。

そういうことに着目して今、二井知事も一生懸命頑張ってくださいまして法人事業税の外形標準課税、赤字の法人にも税負担をしていただくという税制改正をお願いをしようとしておりますけれども、7割の法人が納めていない。しかし、公共サービスは法人のためにも公共サービスをやっておりますので、そういうことから言って、やはり税負担をしていただかなくては行けないと。7割が非納税者では公共サービスの供給が円滑にできるわけがありません。

それから、消費税についても、いわゆる、まあいわば低額の納税者に対する減免、あるいは3,000万円以内の売り上げの場合には、いわば簡易課税制度等があるということによって、事業者の6割が消費税の免税措置を受けているというようなことで、消費税も空洞化している。

それから、相続税で、相続税が高い高いという評判がありますけれども、実際に相続税を納めている人は死亡者のうちの5%しかいないというようなことが言われておりまして、こういうことの中で、今これから我々は、今言った大きな意味での歳入歳出アンバランスをどう是正していくのかというようなことも含めて、税制改正に取り組んでいかなくては行けない状況です。ただこういう税制改正、後ほど言います地方分権のところでもお話しますが、税制改正を具体的に考

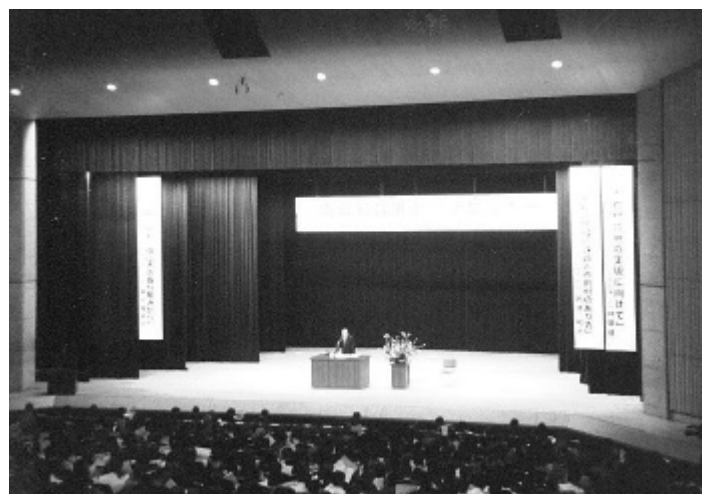
えた場合に、国民が今みたいな経済状況で所得税、消費税等、あるいは住民税を上げるのかというような議論がある。法人事業税の外形課税でも、こんな時期に給与等を課税標準にして課税をするのは雇用を悪化させるというような反対論も強いわけでございまして、現実に税制改正の工程表と申しますか、スケジュールはまだ明らかではございません。

今、今年の1月から税制改正についての議論が政府の税制調査会、あるいは政府与党の、あるいは自民党の税制調査会で検討が始まったということでございまして、むしろ今経済の活性化のために、経済活性化のための減税等も考えなくてはいけないんじゃないかというような議論が、実は表に出ておりまして、将来の歳入歳出構造の是正のための税制改正の取組がいつ実現できるのかということについては、残念ながら明らかではありません。

これからそういうものを追求をしていく。そのうちに今、1でお話しましたような財政アンバランスが徐々に徐々にまた進行して行って、国債の評価とかそういうものが問題になる。国債の評価ということは、すなわち地方債の評価にもつながる問題でございまして、実はそれなりに非常に深刻な問題がございます。しかし、財政構造改革は今後とも進めていかなくてはならない。

税制改正は、これも次の地方分権の推進のところでも申し上げますけれども、地方にとっても人ごとの問題ではない。政府に対して陳情を要請すれば済むということではございまして、税制改革も地方団体が自ら税制改革に取り組みねばならない。税源をもらうというと何か政府からもらうようですが、実は住民にとってみると、住民は地方団体に対して支払う立場ですから、納税者からすれば地方団体が国にかわって余計に税金をとるんだということが税源移譲であるということですから、これはなかなかそれが国民、住民の認識も含めて、それを改めていただかなくてはならない、そういう非常に難しい問題がございます。

3番目の地方分権の推進の話に進みますが、その3のところ、資料で18ページのところにございますように、分権推進委員会というのが昨年まで6年間頑張っていたかましまして、機関委任事務を廃止するとか、相当大きな改正をしていただきました。しかし、残された課題は18ページの2の地方税財源制度の課題とかいうところにございますように、事務の移譲等はこれから



からも議論を進めていくにしろ、やはり先ほど言いました歳入と歳出の乖離、これを是正する方向で地方税財源の充実確保をすべきだというのが流れの議論としては、我々が主張しているだけではなくて、そういうふうな方向で税制改正をしていかなくてはならないという大きな流れにはなっております。

ただしかし、具体的に国から地方への税源移譲をどういうふうにするのかと言いますと、先ほ

どの税制の表ではございませんが、この12ページの表にございますように、所得課税、消費課税、資産課税のうち何をどういうふうに国から地方に税源移譲するのが問題です。

もう去年になります、経済財政諮問会議が経済財政白書というものをしました。その中には、税制改正のシミュレーションというのをやっておりますが、非常に大胆なシミュレーションをしておりますが、1つは所得税から住民税へ税源移譲する、所得税15兆円から都道府県と市町村の住民税に税源移譲する。それはどういうやり方でやるかと言いますと、今は所得税とですね、住民税と合わせて最高税率で50%いただいているわけでございます。最高で住民税が13%、それから所得税が37%、で、一番最低税率になりますと住民税だけ。その次の階層では住民税が3%、それから所得税が5%というような税率になります、そのうち10%部分については全部住民税、県税、市町村税にもう税源移譲して10%を超えた分は逆に全部国税に譲るという方式を考えたわけです。

ですから、今最高税率13%ですね、都道府県税が3%、市町村民税が10%ですが、その10%を超えたやつをあげちゃう。そのかわり所得税、住民税合わせて10%以下の階層の所得税は全部地方の方にもらってしまうという。したがって、住民税はもう大部分の階層というか、ほとんど全部の階層が10%になると。所得の10%は必ず県市町村に納めていただくという税制改正をしますと、実はこの所得税の15兆円のうち、3兆円が国から地方に税源移譲されます。

何か感覚的に言うとそんなことになるのかなと思いますが、まあやはり所得の高い人はそんなにたくさんはいなくて、所得に対する課税、税率が低いと言いますが、10%以下の人が圧倒的に多いということからそういうふうになるわけでございます。

それから、消費税今5%とっているのをそのうち1%は地方消費税、4%が国ですが、その4%のうち1%を地方の消費税にしよう、残り国の消費税は3%にすると。そういうことにすることによりまして1%で2.5兆円ですから2.5兆円、合わせて6兆円ぐらいの税源移譲をするという考え方です。

その税源移譲する分は補助金と交付税を少なくするというような分析、シミュレーションです。そうしたら地方団体の不交付団体がどのくらい増えるのかとかいうシミュレーションもしております。当然のことですが、やはりお金持ちの団体はより豊かになり、不交付団体が増えます。

それから、都市等は不交付団体が増え、人口ベースで言いますと不交付団体が半分ぐらいになるというようなシミュレーションの結果になっております。

しかし、そのシミュレーションの分析でも、税源移譲してみても不交付団体の数は余り増えないし、それから不交付団体で、交付税ベースの基準財政収入額が、100を上回る不交付団体の超過財源が1兆6,000億円ぐらい増えるというような分析もしておりまして、税源移譲することによっても地方団体間の財政調整が難しいというような分析結果になっております。いずれにしてもこれからの方向としては、国から地方に税源移譲をしていただく。その場合に、やはり極力税源の偏在がないような、これは住民税、所得税であり、あるいは一つには消費税であると思いますが、そういうものを地方団体に幅広くと言いますが、厚く分配をしていただくとい

う方向しかとり得ないと、こういうふうに思います。

ただ、そういうふうにしたとしても、国は国で、今もう30兆円も国債を出してて、そのうち20数兆円が赤字国債ということですから、そんなもう逆さに振ったって地方に出す、もうあげるような税源はないというような主張を強くしておりますから、現実論とすると、やはり全体のパイというものを大きくして、その大きくなった税収というものを国より地方に手厚く配分をしてもらうというような方策を考えざるを得ない。

しかし、そういたしますと、やはり税源は偏在しますからなるべくその税源が全般的に住民、国民のために、特に地方財政のために幅広く税源を受けとめなければいけないと。なるべく富裕団体に集中して税源がいくというようなことは避けなければいけない。

そのために、税源を移譲することによって自立できる地方団体をつくっていかなければいけないということですので、これはやはり方向とすると、受け皿である地方団体が住民、一定数の住民、あるいは一定数の企業というものを抱えて、団体としてそれだけ、まあいわば税源配分としても自立、自分のところの地方税で自立できるような地方団体をまとめていかないといけない。

そうしないと、地方分権で税源移譲をしようと思っても、受け皿として税源移譲をしたって全然我々のところは税金は来なかった。交付税だけは減ってしまったというような議論になってはいけないわけございまして、そういう意味で、これからの課題としてみても税源移譲のためにも受け皿の地方団体がより広域化し、より都市と農村が一緒になって、税源が受け皿として受けとめられる団体をつくっていかなければいけない。これが課題であろうと思います。

それから、4番目、電子政府、電子自治体の推進、これについてはもう時間がないので、ゆっくりとしたお話しはしませんが、この資料のですね、22、23ページでございまして、こういう横表でタイムスケジュールというのが出ております。電子政府、電子自治体のスケジュールははっきりと描いているわけございまして、総務省が今、e-Japan戦略の中で位置づけをしております。

その電子政府、電子自治体というのは、まずネットワーク整備を進めていこうということで、総合行政ネットワーク、L G W A Nというのを今構築をしつつあります。今年の4月から47都道府県、12の指定都市とがネットワークで結ばれました。それが国の、霞が関のW A Nというのとドッキングしておりますので、今、都道府県から必要な資料とかそういうものを総務省とか国土交通省に持っていく必要は原則としてなくなるんですね。そのネットワークでもって電子的にそこに届けばいいわけです。なおかつ、またいろいろな政策情報、法令の情報等も全部そのネットワークでもって今流れてくるようになっております。

これを今年以降、市町村に広げていこうということで取り組んでいただいております。山口県でも少しずつ進みつつあると思いますが、我々の感覚からしますと14年度、15年度中に全市町村をこのL G W A Nで結ぼうと。そういたしますと、例えば地方交付税の計算なんかでも複雑な計算の算定式、算定表をつくってそれを総務省まで提出するのは全部このL G W A N、あるいは霞が関W A Nを通じてできるということですから、県庁との往復、県庁と総務省の間の往復も

少なくともすむことになります。

それから、住民基本台帳ネットワーク、これは御承知のように、既に法律が1999年にとおり、その準備をしまして、今年の8月からいよいよ稼働をいたします。

ただ、今年の稼働はまだいわばネットワークシステム本体が動く、11桁の番号によるところの住民票の收受が住民番号でもってできるということにとどまっております、もう1年かけましてICカード化する、それぞれの市町村が住民票の受け取り、收受だけではなくてそれ以外の福祉、健康、その他のサービス等に使えるICカードを来年の8月から交付できるような準備体制を進めております。

それから、次にこれがまた複雑だと、私も専門家じゃないのでわかりませんが、要するにネットワークでオンライン手続きしようとする、単にインターネットでぱぱっと自分が登録すれば済むということではなくて、私が何者であるかということ証明しなくてはいけない暗号装置みたいなものが必要。それがこの個人認証サービスなり組織認証基盤ということございまして、市町村から総務省に手続きをするのにも、その市町村から来たんだということ、別な団体から来たんだということを検証するのが組織認証基盤です。

それから、私が住民票、あるいはパスポート、あるいは免許証等の登録をしようとするときに、私個人であり、その他の人間がなりすましをした者ではないということ証明するのが個人認証サービス、このサービス自体を市町村が基本的にはするということにはなりますが、その法案を今の国会に出しているわけでございます。

それから、その次に電子窓口の整備、これについては、電子申請をするときに、窓口で今まではこう様式、票がありました。戸籍の申請とか住民票の申請とか、その様式にかわる、いわばどういうキーの打ち方をすればいいのかというようなことを、今その窓口なりあるいは手続きを各省共通で、この法律の手続きはこういうやり方でやればいいのかというようなものについての基本的な法律を今国会に提出することとしており、現在その整備を進めております。それ以外にも、地方税の申告とか電子調達、電子投票等も一部、少しずつ導入されている。

ただ、こういうシステムを導入すればするほど、もう一つの問題はその市町村がその情報処理、あるいは都道府県が情報処理をするときに、個人情報を守られないんじゃないかという国民の不安というものがあまして、この制度とタイアップして個人情報保護法という法律が、今新聞紙面等でも問題だ、問題だということで指摘されておりますが、こういう住民基本台帳ネットワークとか、あるいはL G W A Nとかそういうものを通じて個人がインターネットで申請手続きをす



るときにも、その申請した本人の情報がいろんなところに漏れたりするのはいけない、困るということを含めて、その情報処理体制を整備しなくてはならない。それも市町村にとっては大変大きな負担になると思います。

端的に言いますと、L G W A Nを市町村につなぐ、

あるいはつなぐためには結局霞が関WANまでつながるわけですから、国政レベルでの個人情報保護のレベルが市町村においてもオンラインになることによって求められるわけでございます、何でこんなめんどくさいことをやらなくてはいけないか。こんなめんどくさいことをやるぐらいだったら、L GWANに結ぶのはもう大変だなというような声も聞こえるぐらい、なかなか難しい。それから組織的対応、それからマンパワーとしての、担当の係の人の養成、育成が非常に難しい課題であるわけでございます。

じゃあ電子政府、電子自治体は何のためにやるのかと言いますと、結局これも国民、住民の行政サービスを向上するためだと思っんです。というのは、仕事中に住民票の申請をしなくてはいけない、戸籍の登録をしなくてはいけない、子供の教育的手続きをしなくてはいけない、働いているお母さんなんかもいるわけですから、家からインターネットでできるということは、住民にとって大変プラスになることです。それから、行政のコストの削減にもつながります。

そういうことは、これから進めざるを得ない、進めざるを得ない中で、それぞれの組織で対応するときに、それを対応する役場の組織というのがそれに耐える能力と規模を持っていないとなかなか電子政府、電子自治体に対応も難しいというような課題もございます。

そういう4つの課題を踏まえて最後の市町村合併の話に結びつくわけでございますけれども、なぜ市町村合併が必要なのかというようなことにつきましては、今二井知事の方からもるる御説明がありました。私は、今言いました国の財政、地方財政、あるいはこれからの税制改正を通じてその税源移譲という言葉に言われるようなものは、桃色、バラ色のものでは決してない。

なぜならば、税金を納めるのは住民であり国民ですから、税源移譲を受けるということは、逆に言うと地方団体が住民、国民と直接対峙しなくてはいけない。国民、住民から税金をいただくわけですから、そうすると、今まで国に払ってたお金がどう使われたかという関心は税源移譲によってより地方団体がどういうふうにお金を使い、どういうふうに合理的に使って住民サービスに還元してくれるのかということに対する住民の関心はより高くなることは間違いのないわけでございます。

私は、その1つをとりましても、これからの市町村というのがこの住民に対して何をしなくてはいけないのかというのが問われてくるものだと思います。

市町村合併というのは当然のことながら、市町村の自主的な合併です。自主的な合併というのは、とりもなおさず、これは国民、住民が選択するということだと思います。市町村、県、国、どちらに払う方がその税金がより効率的に使われているのかを国民、住民が判断する、これが地方分権の姿だと思っんです。

そういたしますと、それで地方団体が税源の移譲を迫り、それから当然これから住民が期待し、要請をするような少子高齢化のためのサービス、教育のためのサービス、そういうようなものを供給をしていかなければいけない。

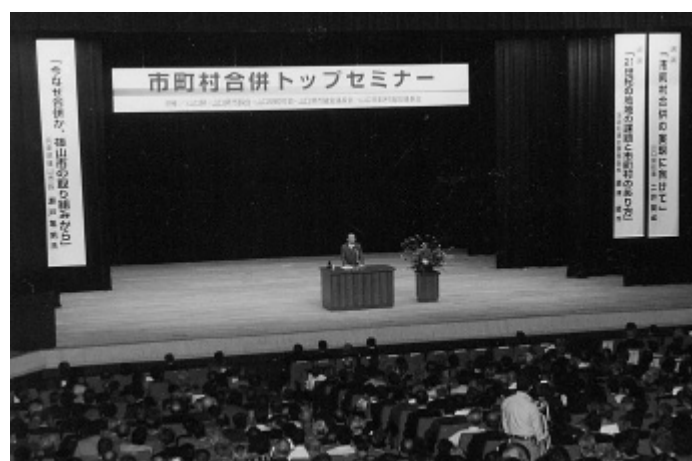
そのためには、やはり私はこれからもう一段、国も行革をすと思っんです。特殊法人の改革等を今やっておりますけれども、まだ一段とさらに、税制改革の前に行政改革、歳出の改革に迫ら

れると思います。税源移譲を求める地方団体にも行政改革がさらにより一層求められることになると思います。

そのために、私は、私の好きな言葉で言いますと、^{つよ}強い地方自治体をつくっていかねばいけない、^{つよ}強いというのは「弓偏」の「強い」という意味じゃなくて、「^{けい}勁」という字なんですね。雑草のことを^{けいそう}勁草と言いますが、その^{つよ}強い、^{つよ}強い自治体をつくっていかねばいけないのではないかと。これからの21世紀の税財政の構造改革、行政改革に耐えられる自治体をつくっていかなくてはいけないと考えております。

それから住民が何を地方団体に求めるかと言いますと、ぎりぎりのところで税金に対応するサービスを団体が供給しているんだという、いわば住民の満足度というのがこれから計られることになると思いますから、そういう意味で、やはりより地方団体に対する住民の目が厳しくなり、そのことが私は^{つよ}強い自治体づくり、それはすなわちこれから山口県のそれぞれの地域で熱心に議論していただいております市町村合併というのが究極の行政改革になるものだと思いますし、そういうことがおそらく住民に支持され、あるいは支持されるという以上に、そういうことをやらないことが、やらない地方団体が地域の住民の支持を失っていくのではないかというような危惧、懸念も実は持っているわけでございます。

時間がまいりましたので、私のお話はこれで終わらせていただきたいと思います。いずれにしましても、これから取り組まれる、全国的に較べても相当のレベルで熱心に市町村合併に取り組んでおられる、そのことがもう一つ踏ん切りをすることによって、現実の市町村合併に結びついてくるんだと思いますので、それぞれの関係の皆様方のこれからの一層の御努力をお願いいたしまして、私のお話を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。



講演

「今なぜ合併か、篠山市の取り組みから」

兵庫県篠山市長 瀬戸 亀男 氏

司会

続きまして、「今なぜ合併か、篠山市の取り組みから」と題しまして、兵庫県篠山市長の瀬戸亀男様から御講演を賜りたいと存じます。どうぞ皆様お席にお着きくださいませ。

それでは、瀬戸様をお迎えいたしましょう。拍手でお願いいたします。

ではここで、瀬戸亀男様のプロフィールを御紹介させていただきます。

瀬戸様は、昭和11年兵庫県の現在の篠山市にお生まれになり、兵庫県農協青壮年部理事、篠山町教育委員などを御歴任の後、昭和54年から5期、篠山町議会議員、平成3年から7年にかけては議長を務められ、平成8年に篠山町長に御就任されました。

平成11年4月1日、兵庫県多紀郡の篠山町、西紀町、丹南町、今田町の4町の合併により、念願の篠山市が発足し、その初代市長に御就任されました。その合併の御経験から、全国各地の講演依頼を受けておられ、大変御多忙な日々を過ごしていらっしゃるかと伺っております。

本日は、合併の必要性や合併後のまちづくり、合併に対する姿勢など、合併経験を踏まえたお話を賜りたいと存じます。

それでは、瀬戸様よろしくをお願いいたします。

兵庫県篠山市長 瀬戸 亀男氏

ただいま御紹介をいただきました兵庫県は篠山、「しのやま」とこう書いてあるんですが、これを「ささやま」と読みます。篠山市長の瀬戸でございます。

山口県の方へはあまり来ることがないんですが、随分近いなと思いました。篠山を、私の家を8時に出まして神戸まで1時間、2時間で小郡ですから、3時間で丹波篠山の山奥からここまで来ることができる。岡山、広島と通って山口に入りましてまず感

じたのは、里山周辺に竹が多いなというような思いがしました。今、竹は赤くなっています。子供を生んで、養分がみな竹の子に行ったわけですから赤くなってるのがよくわかるんです。

山口に着きまして、小郡に着きましてお迎えの県の人に「竹が多いですな」と言うたら、日本で2番目に竹が多いということであると、「いかにも」とこう思いました。

さらに、県庁所在地で緑が非常に多い所だな、こんな思いがしたところであり、亀山という山に上がってまいりました。私名前が亀ですから、その山が亀に似ている、こういうお話も聞きま



して、何かしら親しく感じました。

紹介をいただきましたように、もともと私は百姓ですから、こんな壇上で皆さんに話をするような者じゃないんです。きょうは先ほど知事さんから、また嶋津先生から素晴らしいお話を聞きました。私ども合併に際して、嶋津、今総長さんはかつては自治省、今は総務省でありますけれども、財政局長として世話になりました。また事務次官としてお世話になったわけです。ですから、篠山が今あるも、あるいは支援をいただいてきたのも嶋津総長のおかげである、こんな思いがするわけであります。

前置きは置きまして、篠山は既に御承知の方もあろうと思っておりますけれども、先ほども多少ふれましたけれども、大阪から、神戸から、京都から電車を使っても、車を使っても55分ぐらいのところにあります。50キロぐらいなんです。しかし、山奥の代名詞として使われてきた経過があります。「丹波篠山山家の猿が、花のお江戸に出て芝居をする」というようなデカンショ節の有名なところで、きょうは丹波の猿が山口県で芝居をしているわけです。

そういう山奥でありますけれども戦前は軍都でしたが、戦後は神戸大学の農学部が連隊のあとにできたりしまして文化都市になりました。そして、今文化庁長官の河合隼雄先生というのが篠山の出身なんです。

さらに、桂文珍さん、NHKの土曜、日曜ですか、7時20分から出ていらっしゃいますけれども、その文珍さんの生まれたふるさとなんです。

ですから、山が75%、そして1609年にできた城下町、392年ぐらい経過していると思っておりますけれども、市の中心にお城があって歴史、伝統、あるいは京都に近かったこともあって文化の香り高い所である。お城の周辺には武家屋敷がある。さらに当時つくられた妻入りの商家群がある。そういうひとつの個性を持っています。

そして、海拔200メートルで非常においしい特産物があります。丹波黒大豆、山の芋、マツタケ、クリ、さらに肉牛、コシヒカリ等ももともと新潟の方のお米がおいしいと言われておりますけど決して負けない、そういった所であると同時に、非常に細やかな人情がある。

そして、合併をしましたから4つの町の個性を生かしてきましたから、今田にあった丹波焼というのが特産の工芸美術品になってます。800年の歴史がある日本六古窯の1つ、そういう町でございまして、平成11年の4月1日に4つの町が合併して生まれた4万人で市になるという、今は3万人でありますけれども、その特例法を生かした第1号、こういうことになるわけでありませう。

もともと明治22年に市町村令がしかれましたときには19の村、町がありました。昭和30年の大合併でそれが6つになりました。そして、昭和33年から40年間にわたって多紀郡というんですが、合併しよう、3万人で市になる特例があったときに合併しようということで、33年から5回にわたって40年間も話をしてきた経過があるんです。5回目はもうできるだろうと思っていました。しかしながら、名前の問題、名称、さらに庁舎の位置等々でうまくいかなかった経過があります。

第6回目の合併の話が出たのは、平成4年の8月、当時多紀郡の議員の研修会をやりました。そのとき、私、篠山町の議会の議長をしておりまして、そして60名近い議員が集まって多紀郡の今抱えている問題をいろいろ協議をしました。それは何か。

1つには、陸軍病院の跡が国立病院になっていました。61年に篠山の国立病院は移譲の対象にするという、そういう決定がなされました。私ども議会人として再三、充実、あるいは病院の整備を厚生省に申し上げたけれども少しもよくならない。一向に充実されない。そして、移譲の対象になったわけです。ですから、この病院をどうするのかという問題があります。

さらに、福知山線というのが大阪から福知山まで通っているんですが、たまたま多紀郡の西の方を通過して、篠山まで篠山線があったんです。昭和48年に国鉄時代ですが廃線になる。その条件に篠山まで複線というのを上げておりましたけれども、一向にそれが進まない。

さらに、多紀郡というのは377キロ平方あって合併した篠山なんですが、山の国でありますけれども、周辺を700から800ぐらいの一番高い山で囲んでいる盆地なんです。だから、大きな山がないんです。さらに盆地ですから、多紀郡に降った水しか活用できない。しかもそういう条件ですから地下水も弱い。

したがって、今平成17年に下水道は99%完成ということになるんですが、そうなる、あるいは今人口が4万7,500人ですが、6万人人口を想定してビジョンを持っています。1日に1万6,000トンの水が足らん。この問題をどうするのか。非常に大きな問題です。

さらに、広域で取り組んできた課題として、合併を失敗して、広域の組合をつくってました4つの町が、その広域の課題としてごみの処理をしてたんですが、しているんですが、昭和48年にできたごみ施設なんです。処理場なんです。だから、今黒い煙が出てる。

この11月いっぱいダイオキシンの数値がきつくなります。だから、早く改築しなければならぬ。これどうするのか。

さらに、火葬場、斎場を含めた施設が篠山町に同和対策事業として昭和45年にできた2つの炉を持つ火葬場を持ってました。その当時、余り火葬はなかった。ほとんど土葬だったんですが、今はもう8割、9割まで火葬になっている。昭和45年にできたもんですから、30年から使っているわけで、黒い煙が、気圧の関係で煙が地をはうようになりますと匂いがする、こういう問題がありました。斎場を新しくつくらなければならない。

こういった広域の、あるいは多紀郡の課題をたくさん持っている中で、篠山、西紀、丹南、今田という4つの町の次に広域の組合を持っているということは5つ目の行政を持っていることになるんです。職員は90人になってました。消防もございましたから、そういう人数。しかも、予算も一般会計が20億円ぐらいになっているんです。ですから、まさしく5つ目の行政である。

ところが、広域行政というのは、4つの町から議会を構成しているわけで、1町でもこういうことをやりたいというときに反対をされると、その事業はできません。

例えば、先ほど言いました水の問題、4つ町があっても1つ丹南町というところが水がない。複線が、電車が通ってて人口はふえている。水がない。ほかの町はある。水の対策はで

きてるという状況があります。

だから、こういう水の問題を将来を向けて解決しようとしても、広域の段階ではなかなか難しかったと思うんです。そういう広域というのは限界があります。さらに時間がかかります。広域の機関で協議はする場合でも、各4町でそれぞれ議会の議決を経てから予算編成、あるいは事業の取り組みをやらなければならないということもあります。

ですから、こういう重要な課題を解決するためには、もう一つになろう、合併して一つになって、先ほどもお話がありましたように、合併そのものが行政改革にもつながるわけですから、合併して一つになってこれらの問題を解決していくことが、住民の皆さんの期待に応えることになる。さらに、先ほど嶋津先生のお話にあったような状況が国も地方も含めて非常に厳しい財政事情に取り組みされている。

あわせて、これからは地域の時代だと。地球の規模から見たら国だって県だって市町村だって地域だと思うんです。地域のことは自分たちが考えていかなければならない。そして、暮らしやすい地域をつくっていくという地方分権の時代とあわせて、市民の人に、住民の皆さんに地域が選択される時代ではないか。

先ほど、地域の競合、競争する時代だというお話がありました。裏を返せば、地域が、市町村が選択される時代になる。ですから、効率のよい事業展開をしなければならない。1つになって不必要なものはつくる必要はない。377キロ平方の土地を十分に活用して、そして必要な施設を整備していこうと。さらに力を大きくして、強い自治体、足腰の強い自治体をつくっていくことが成長時代から成熟社会の中に入った21世紀を乗り越えていくまちづくりの基本ではないかと。

昭和30年の合併は中学校規模だったんだと。中学校がそこにあれば一つになろうという時代だった。ところが、そのときにはまだ自動車だってなかったんです。電話だって村に1つか2つあればよかった時代。ところが随分と時代がかわったじゃないかと。生活形態、交通事情、道路事情変わったじゃないか。そういう背景を考えて合併に具体的に組み合おうということになって、議長会から町長会に合併を研究する会をつくれ、こういう話を申し入れたのが平成5年ごろだったと思います。4年の8月に研修会を持って。ところが町長会はなかなか一緒にやりましょうということにならんわけです。5回失敗している。6回目にうまくいかないということになると、自らの首にかかる。慎重でした。

そんなとき、当時の町村会長の方から議会がそこまで真剣に合併問題を考えるのなら、難しい5つの問題をまず大体了解しておきましょうということになったんです。難しい5つの問題とは何かと言えば、名前をどうするのか、名称をどうするのか、これは「ささやま」を入れるということになりました。今の「しのやま」というような漢字ではない、ただ「ささやま」を入れる。

2つ目の難しい問題は庁舎の位置、幸いこれは平成4年に篠山町の役場が新しくなっている。そしてちょうどお城の際にあって中心にある。したがって、当分の間、篠山の役場を使おうと。

そして、もちろん対等合併である。一旦それぞれ4つの議会が合併を決議すると、それぞれの

町を廃止して新しく町を立ち上げていこう。編入ではない。

さらに、財産はすべて持ち寄る。そして、合併の時期を平成11年4月1日にする。

この5つを確認することができたら、研究会をつくろうということになったのが、平成8年の3月でした。

議会と町長会と話ができました、そういう方向でいきましょうということになったんです。そして、1年間合併研究会、これは町長、議長、副議長、そして県会議員と、県から地域に県民局というのがあるんですが、その局長を含めて研究会を1年間持ちました。

11回会議を持って、そして平成9年の4月に、それぞれ3月に4つの町で法に基づく協議会をつくろうという議決ができて、平成9年の4月1日から2年間にわたって協議会を20回、開催をいたしました。

そして、平成10年の4月27日に合併の調印をする。後ほどもふれますけれども、平成10年の11月にもう半年すれば新しく出発するそのときに、名前からPRからすべて段取りができておりました。

そのときに、私どもの選出の谷国會議員から、過疎農村等に非常に熱心な代議士でございまして、農水大臣、あるいは沖縄、北海道等々の国務大臣等も経験されました。先生の方から、平成10年の11月だったと思いますが、議員提案で4万人で市にするから、市になるようにするから陳情に来いというようなことが出てまいりました。

私ども国にまいりまして各会派の地方行政部会に陳情する。100人近い議員さんに陳情しました。自民党はちょうど部会が開かれておりました。部会長は今参議院の国対委員長の鴻池先生、幸い兵庫県の出身。そこで陳情させていただきました。そして、4万人で市になることが衆議院、参議院通って平成10年の12月の18日に公布になる。

そして、11年のお正月前後に自治省の方から、今総務省ですけども、担当官が来て、市になる要件は備わっているか。人口はある、平成7年の国勢調査。しかし、家がつながっているか。何パーセントつながっているかというような規制があるんです。今は緩くなってますし、4万人であった市も3万人で今できるようになっていますが、そういう調査に来ました。

そして、それをクリアして篠山市で出発するということになったのが平成11年の1月の後半だったと思います。そして、11年4月1日、篠山市として出発をしたところでありました。

こんな中で、非常に困難だったこと、調整が困難だったこと。合併協議会に調整項目として出されたのは、45ぐらいの項目でした。あと幹事会、あるいは担当課長会等があるんです。そういった調整をすべて含め



ると500、700ぐらいにもなると思うんです。条例改正だってたくさんありますから。そのすり合わせ等もやらなくちゃなりませんから。2年ぐらいかかるんです。

その中で難しかったのは、名前、名称でした。先ほどもちょっとふれましたけれども、「ささやま」を入れるということになっているということは、篠山の皆さんから見たら、私もそうなんです。当然「しのやま」の「篠山」であるという感覚を持ってました。しかし、西紀、丹南、今田の皆さんはこの字は「しのやま」としか読めない。少なくとも漢字であるべきとするなら、「竹かんむり」の「世」、その「よささ」の「笹山」にすべきである。こういう意見が出ました。さらに、さいたま市、あるいはあきるの市がそうでありますけれども、平仮名の「ささやま市」にすべきである。こういう意見もありました。

平成9年の5月にその提案をして、12月の29日まで解決しなかったんです。だいたい提案した項目は、4月にひとつの項目を提案したら提案だけなんです。質疑だけをして各町に持って返って、各町の合併研究会、これは議会と住民の皆さんの代表を含めてそういう研究会があるんです。そこで協議をして1カ月後に4町がすべて合意ができたならその項目は決定事項になるんです。

なかなか名前が決まらない。5月に提案して何回してもだめなんです。8月にはがきによって皆さんから意見をいただきました。380何ぼあったと思いますが、半分が「しのやま」の「篠山」でした。うまくいかない。12月の29日、もうお正月を控えてました。こんな名前でもうまくいかないのならもう合併やめだということまでいきました。29日の午後、協議会があってもう夜中過ぎてました。「しのやま」の「篠山」でいくということになったんです。

この「篠山」という、「しのやま」という字は、1609年にお城ができたと言いました。それまでは明智光秀が波多野秀治という丹波地方を制圧していた城主を高城山というところにお城があつてつづす。そしてその後、篠山という小さな小山を利用して城をつくる。そのときの字がそのままの「篠山」なんです。

だから、その「しのやま」をつかってる経過があるんですが、そういうことでうまくいかなかったんです。本当に長いことかかりました。

それから、本来なら庁舎の位置が難しいんです。しかし、庁舎というのは新しくつくろうとしたって一銭の補助もないんです。全く単独でつくらなければならない。できるだけ合併をして、そしてそのお金というのは市民の皆さんに返していくべきものであるということになりましたら、庁舎なんか後になるんです。多少狭いけれども篠山を使うというのは大きな抵抗はありませんでした。

しかし、隣に市民会館が今あるんです。本来なら篠山の庁舎があつて、市民会館を庁舎に使うと非常にいいんですが、それは許されませんでした。私どもが篠山の役場を使うということは、230人しか入れない。職員は683人、支所に職員を残すとしても入れない。だから、ここを使ったらどうやと言いかけたら、それはだめだとうなるんです。

なぜなら、当分の間篠山の庁舎を使うわけであつて、市民会館を使ってそこに庁舎をつくって

いまうと固定化する。こういう意見があったんです。その程度で庁舎は納まりました。

次に難しかったのは、もろもろの調整たくさんありますけれども、例えば、国民健康保険税なんです。今篠山市の高齢化率は24.3%ぐらいになってます。先ほど言いましたように、丹南町というのは駅が5つあって、そして大阪、神戸に非常に交通網から言うてもいい、ですから、人口がどんどん増えてます。高齢化率も16から18%ぐらいだったと思います。ですから、1人当たりの保険税も6万4,000円でした。ほかは8万4,000円が一番高かったんです。2万円の差がありました。これをどこで調整するのか非常に難しかったんです。

議論の末に6万8,000円で調整をすると丹南町は4,000円高くなる。一番高いところは1万6,000円安くなる。こういう形で調整をしました。

ところが、特別会計ですから、こんな調整をしたらすぐ赤字になってしまう。一般会計からどんどん補填するというわけにはいかない。したがって、6万8,000円で了解はするけれども、1人当たりの貯金を4万円積んでこいと、こういう話が丹南の方から出ました。

財産は、すべて持ち寄るということは、赤字になっていた財産だって持ち寄るということは一般会計であっても特別会計であっても企業会計であっても一緒なんです、そういう形で話はなかなか煮詰まらないという中で了解をいたしました。

だから、丹南町なんかは国保税の貯金、財政調整のお金はたくさんあったんです。五、六万円あったんじゃないですか。篠山なんかは2万円ぐらいしかなかった。だから、2万円、1人に積んで、それは一般会計から積むわけですから、同じような感じもするんですけども、そんな形で調整をいたしました。

それから、調整ができないままに進んだものがあります。使用料、利用料。例えば、使用料の中でも保育園、幼稚園、あるいは学校なんかのバスの子供たちの負担をただにしている所、もらっているところがありました。また公民館の使用料もそうなんです。利用料等もそういう形でとってるところととってないところがある。これは非常に難しいと。したがって、合併後調整しようということになりました。だから今やっているんです。

この合併の場合の協議項目の合意ができたというのは3つの形があるんです。完全に調整ができたもの、それから合併時に調整をするもの、合併後調整をしていくもの、そういう形で合意ができた状況がすべてのことができたということになるんです。

ですから、議員の数、あるいは農業委員さんの数なんかは、それらは合併後60人の議員がよって決めていく、そういう形になります。

使用料だって合併後調整しようということで合意が相なるというような形で進んだわけであり、ます。

次に、難しかったのは、職員の給与の問題でした。初任給等々、兵庫県の場合は町村会と自治労が話をして準則というのがあるんです。1等級の3から5の間で初任給を決めていきましょうという約束があるんです。それで3から行ったところと4から行ったところがある。1つ違うんです。さらに、5から6級というのは係長にならないと6級になれない職階制ですから。

ところが、大きな町、篠山の例をとると300人からの、400人近い職員がおりましたからなかなか係長になれない。だから、5級ですつとっていう職員があります。そういう問題があった。初任給とか5から6級の係長級等は調整をしました。同じようなレベルに合わせたんです。

ところが、できないのは管理職なんです。具体的に申しましたら、例えば、二十歳で役場に入って、先ほど言ったように、約束は20年で係長というような約束があるんです、40歳ですね。そして係長になって、そして45歳ぐらいで課長になってる町もあります。さらにそれが3年しでもう7から8級になってる、一番高いところに行ってる。90人ぐらいの職員でしたらそういう町だってあったんです。

ところが、一番職員の多かった篠山の例をとると、20歳で採用されても40歳でなかなか係長になれない。早いところで課長になっても五十二、三。そして、定年退職の二、三年前で最高の8級になるというような状況がありましたから、四、五万円月に違うというような状況があるんです。これは非常に難しいことでした。

高いところの職員の給与は抑えて、低いところを三短、六短で早く月給を上げるようにしたらどないやと言ったって、合併してそんなことを市民の皆さんが了解をいただくわけではない。じゃあ、高いところは抑えて低いところが行くまで待ったらどないやと、これは公務員の不利益につながるということで、公平委員会に提訴されるとこれは負けになる。そんなこともできないというので、非常にこの調整は難しくって、今もそのままになってます。

しかし、これはどうしようもない部分があるんですね。ですから、職員の意識をそういう形で合併をしているいろいろありますから、役職で何ぼかカバーしてます。しかし、そんなことに構っておれないほどに職員みな頑張ってくれてます。こういう問題がありました。

さらに、支所の問題、支所をどこに置くのかは、当然旧役場を支所にするわけですけども、篠山の中にも支所を置けという意見が出てまいりました。そうでないと吸収合併だと言うんです。理屈に合わんことなんです、これも相当時間がかかりました。結論は置かないということになるんです。こういうふうな難しい問題がいろいろありました。

住民の動きということなんです、時間がないので省略しますが、行政主導の合併であるということに私たちの場合はなってます。ですから、市民の皆さんから見るといろいろな意見が当然出てきます。そういう状況がある中で、これは反省しているんですが、合併協議会は原則非公開にするということを初回の協議会でやったんです。

今思うと、原則公開にすべきである、すべて公開だと、ときに非公開あり得ると、こういう対応をすべきであると思いますけれども、そういう形で会議を持つようになる。

今この時代の情報公開の時代に、まだ今ほど情報公開、あるいは条例等が整備されていない時代ではありましたが、地方分権、情報公開等々が叫ばれつつある時代の背景があっただけに、何という会議を持つのだというので随分と厳しい指摘を受けました。

しかし、意見が相対立、相反してたんです。我々日本人というのは非常に会議の持ち方、あるいは発言というのがへただ。私も議員の経験20年ほどありますから、議員も傍聴席にたくさん

お出でになるとハッスルなさって議論が白熱します。そして、本音というものはなかなか出にくい場合もある。ですから、公開というのは難しいんじゃないかという意見が多少多かったです。これは今反省しています。

2つ目にはこんなことが出てまいりました。合併の決定を諮るに当たっては住民の投票によるべきであるという署名が篠山でなされました。2,800人の署名が集まって、有権者の12%ぐらいだったと思います。そして、町長に、町長提案でその条例を議会に出してくれと、こういう署名を添えての要望が団体からありました。

私は、多紀郡の合併というのは、昭和33年から、ときにJ Cの皆さんが、ときに自治会の皆さんがそれぞれ5回も合併しようという経過を踏んできてる。さらに今回も合併研究会の段階でそれぞれ集落の中で、あるいは小学校区ごとに説明会を持ってる。合併研究会の段階で80回です。2,000人近く。

さらに、合併協議会の段階で同じく100回近く、さらに1,500人ぐらいの人が集まっていた。まあ4万7,500人の町民、有権者数から見てもパーセントからすれば低いんですが、そういう形で話もってきている。

したがって、最後の判断は議会の皆さんに委ねたい。私たちの、日本の政治というのは直接民主主義ではない間接民主主義である。議会に信頼があるなら、市民の皆さんの了解はとれるはずだと、そういう返事をさせていただきました。

請願として議会に上がりました。賛成少数で否決になりました。このことを通して地方分権推進委員会、国の方の、先ほどのお話もありました、今は代わっていらっしゃいますが、諸井委員長さんに呼び出されたときにも、この問題については随分と樋口さんの方からお叱りを受けました。市長は自信がなかったから住民投票をしなかったのかというような質問も受けたんですが、そうじゃないんです。先ほどの言ったようなことなんですと申し上げたけれども、滋賀県の方ではそのことを住民投票をなさってる例もあります。

しかし、私は今も何百と超す、あるいは重要項目だけでも50に近い調整をしていくための資料はこれだけもある。それを真剣に協議をしながら判断をするのは非常に難しい面だってある。だから、議会に委ねたい、こう考えたわけであり、今でもその方がいいんじゃないかと、こんな思いをいたしております。

それから、これは平成10年の1月なんです。3カ月後に調印なんです。さらに今田地区、今田町というのは明治22年の市町村ができたときから1回も合併をなさってない町なんです。平成10年の4月の27日に合併調印をする、その1カ月前、3月に調印を1年延ばせという署名がなされて1,800人、有権者の60%の署名が町長に出されました。

町長、今助役をしてもらってますが、と議会は、1カ月に控えて延ばすわけにはいかないというところで、それぞれ集落に入ってお話をいただきました。

そういう形で進んで調印をするんですが、5月に入って今田町の町長選があるんです。そこで、反対の方から候補者が出ました。私どもあの選挙で現職の町長が敗れていたら篠山の合併はなか

ったと思います。白紙に戻っていたと思います。幸いにして、現職が500票ぐらいの差で勝ちました。ですから、合併というのは町長の首の1つや2つぐらいは飛んでしまうことだってある、こんな思いがするわけです。

こういう状況の中で、成功した理由というのは、1つには先ほども多少ふれましたけれども、260年間、江戸幕府のその長い時代、篠山藩ということで多紀郡、篠山市は1つであったと。ですから、生活感情も、あるいは経済的ないろいろな関係も道路整備等々も含めて260年間、その後は分かれておりますけれども、共通意識としてのいろいろな課題で疎通を図っていく容易さが1つはあったんじゃないかと。

さらに、盆地であるということ、そのことと同時に、広域行政だって多紀郡の篠山市の現在の中でしか広域行政は組んでません。郡を超えた広域はないんです。所によっては府、県を超えた広域だってありますし、あるいは飛び地の町だってあるわけですから、非常に難しい条件が全国に中にありますけれども、篠山の場合は非常にそういう面では恵まれていた条件があるんじゃないか。

しかも、40年間にわたって5回合併をしようということで話が、うまくいってないけれども、合併しなくちゃならん、1つになろう、そしてこの厳しい時代にはその方がいい、こういう皆さんの意見が多かったのではないかと、そういう背景が、素地ができていたんじゃないか、こんな思いがします。

さらに3つ目には国の支援です。我々は国に向かって4万人で市になるようにしてください。合併したら10年間はしんどい。サービスを住民の皆さんにはプラスになるように調整しますから、10年間はしんどい。したがって、地方交付税を、そのとき5年間は1本算定にはしない、4つの町の算定で数字を持とうということになっているんですが、これを5年間延ばしてくれと、こう言いました。

さらに、合併に向けてはいろいろな事業展開をやらなくちゃならん。したがって、特別な財政支援をしていただきたい。また、諸経費が要る。その諸経費を予算化してほしい。こういう要望をしたんです。

そしたら、4万人で市にしてやろうということになりました。さらに、10年間延ばそうと。11年目から5年かかって1本算定にしようということになりました。1本算定になると1年間に20億円、現在の制度の中では違うんです。

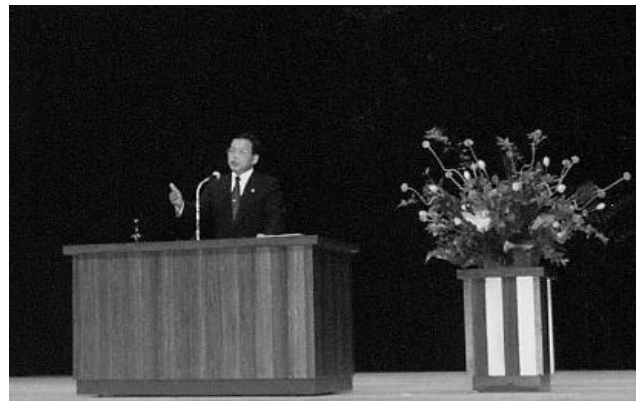
さらに、合併特例債というのができて、そして210億6,500万円が10年間にわたって篠山の事業をしていく場合の特例債措置が認められました。

さらに、合併諸経費として4億9,000万円、今はそれはもっとふえていると思います。そういう制度が制度化されたんです。だから、我々は篠山というのは、多紀郡というのはこういう課題がある。したがって、これからの地方分権にふさわしいまちをつくっていくためには、合併をしたい、それがためにはこれだけのことをしてくれと、こういうお話をしていたことが制度化された国の支援というのは、非常に大きかったんじゃないかと、こんな思いがいたします。

ですから、特例債があるから合併するんじゃないんです。こういう事業展開をすることによって、市民の皆さんの幸せを確保しなくちゃならん。21世紀に向けてしっかりとしたビジョンを持っていくためには、どうしても合併しなくちゃならん。それがためにこういう制度が必要だと言うて話をしていたことが具現化なされた、していただいた。そのことが大きな弾みになりました。

さらに、議員の任期が、平成11年の4月から11月、この間にかたまっていたんです。ですから、特例で任期は2年延ばせるんです。だから、一番早い改選の平成11年の4月から1年1カ月延ばすということで調整ができた。だから、任期が半年間にかたまっている。これも合併しやすかった条件かもしれません。

さらに、いま一つは、議員が、首長が決意をするということだと思います。だって、議員は57名の議員が26名になるんです。合併、1年1カ月後の選挙で。12年の4月でした。46名の議員の立候補がある、新人は16人で現職が30人、20人落選なんです。ですから、議員は自らの首をかけて合併を自らが進めていった。また首長だって4人が1



人になるわけです。特別職は15人が5人になるんです。ですから、議会と首長の決意、決断、そしてリーダーシップというものが必要ではないか、こんな思いがいたします。

さらに、合併をいたしましてからもう3年が経過しました。市民の皆さんの評価はどうかということで、いろいろ多くの皆さんから視察をいただいています。合併してから3年ですが、700回以上の視察を受けました。1万人近い人が篠山にお越しをいただいたんです。

先日、新潟の長岡市で全国市長の交流会がありました。山口県からも七、八人お越しになりましたから、きょうも何人かの首長さんお越しだと思いますが、福島県の矢祭町の町長さん、根本さんというのがお越しになってました。合併しない宣言で有名になられた町長さん。ところが、町長は私は合併は反対ではない。私のところは合併するような状況にない、条件にない、地域でない、合併を自らが選ばれるんだったら大いに合併してくださいということなんです。だれもがあれは合併しない宣言の唯一の町だとなっているんです。

そしたら、片一方は合併したところや、こちらはせんところやというので、多少とも注目を浴びたようではありますが、いずれにしても、合併をしてそれだけの関心があって、たくさんの皆さんがお越しをいただいています。そんな中でどうかわったか。

まず、市民の皆さんにとっては、水道料は安いところで調整します。基本料金2,310円から2,600円ありました。一番安い2,310円のところで調整をしていく。あるいは保育料等々もそうなんです。さらに農業振興とか、あるいは商業の振興とか、あるいは少子化対策とか高齢化対策とか、一番充実した施策のあるところに合わせていこうと、国保税等は多少そういう

ことにならん部分もありましたけれども、大方がそういうことで調整しますから、住民の皆さんにとってはサービスになる。

したがって、年間二億四、五千万円お金が高くつくということも事実なんです。だから、交付税は10年延ばしてくれという根拠になるんです。そういう形でサービスは高くなってます。

さらに良かったのは、介護保険制度が12年4月1日から発足しました。11年4月に合併しましたから1年間あって準備期間を持って、そして保険制度を充実させながら執行できましたから非常にうまくいきました。保険料の調整なんて合併してなかったら1本化なかなか4つの町といえどもできないと思います。施設だって別々ですから。そういう意味では非常にうまくいった、そんな思いを強く持っています。

さらに、先ほど言いました広域の課題、例えば、複線化は、これは合併までに、合併協議会の途中で成功しました。このことだって、篠山口の駅をつくるのに30億円からのお金が必要で、JRは本当に15%ぐらいしか、JRの関係の人おられたら怒られるかしりませんが、余りお金を出されないんです。

今、駅はこれだけしかない。例えば、駅の面積を増やす場合はすべて地元が持ってくださいということになるんです。だから、地元が持つには大変なんです。これを、もう合併が決まってる、合併を進めているということですから、みんなで持ちました。

さらに、国立病院のあとには、今兵庫医大が来てくれてます。このときだって、篠山に病院があるんですが、合併をしてない、進んでないということでしたら土地等は25年間無償で2万坪用意したんです。こんな話だって篠山だけが持たなくちゃならん。合併で4町で持つことができるんです。

広域のそういう大きな2つの問題が解決して、今非常に喜んでいただいています。

それから、斎場は、斎場をつくるんだって、これは補助一銭もないんです。幸いにして特例債を使うことができました。ごみ施設も、斎場はこの4月1日から新しくなってます。ごみ施設はリサイクルがこの3月に完成して、そして清掃センターは11月に完成することになってます。88億円ほど要るんです。斎場が25億円ぐらい。

さらに水の問題。三田というところがあるんですが、そこから33キロ導管を引っ張ってくるんです。120億円のお金が必要なんです。しかし、水がなければ人口をふやせない。あるいは工場等々の進出だってできない。こういう状況の中でその120億円の金をどう負担するのか。県の方が、県の水ですから、県の方が3分の1持ってくれました。あと3分の1を水道会計の企業債で持ちました。あと一般会計から40億円持たなくちゃならんのです。これを特例債を活用して、出資債という形で持つことができました。

だから、合併前のいろいろな課題であった水の問題が、病院の問題が、複線の問題が解決したんです。さらに図書館、75年前に兵庫県で一番早く図書館ができてるんですが、そのままでしたから悪い図書館になってました。合併の前に篠山と丹南で同じ図書館をつくる計画がありました。これを一つにしたんです、合併後。中央図書館をつくらうということで。なかなか議員さん

の了解は難しかったんですが、そして今、できてます。これだって、特例債があるから楽なんです。

さらに、先ほど多少ふれましたけれども、庁舎の問題、230人ぐらいしか入らない篠山の役場を使ってますから、市民会館をつくり、そこを庁舎に使いたいと言ったけどもできないと言いました。ところがそんなことでは仕事ができないということを、私、当選して1カ月後に議会に諮ったんです。図書館は2つを一つにして丹南町に持っていく。多少西の方になるんです。市民会館は庁舎にして、それにかわるべきものを近くに建てる、そういう形を四、五時間議員と全協で話をしました。了解をしていただいた。そして、市民会館を今建ててるんですが、これも中心市街地の中にあるというので、特例債とそして中心市街地の補助を持って市民センターを建ててます。

ですから、必要な施設を広域でどうしてもやらなければならない。21世紀の安心で安全な、そして皆さんに選択をいただくような素晴らしいまちをつくるためにどうしてもやらなければならないことを特例債を活用してできている。その成果が上がっている。こんな思いがします。

そういう力ができたわけですから、周辺はどうなるのかということになるんです。そういう力を持って周辺の活性化を図っているんです。

一番東の方にあった中学校を統合して、そこは廃校になりました。そこにチルドレンズミュージアム、子供博物館を特例債1号として使ってつくって、そして河合隼雄先生を名誉館長になってもらっているんです。子供の博物館なんです。

そして、周辺にそういった活力の拠点になるようなものをつくりながら、一つになりましたから、これまで難しかったまちとまちをつなぐような周辺の道路の整備だって、この特例債を使ってしっかりやっていくことができるんです。

ですから、むしろデメリットであると言われる周辺を特例債等々、あるいは力の強くなった財力を持ってメリットにかえていくことができるのは合併じゃないかと、むしろ。あわせて、政治の姿勢じゃないかと。政治というのは光の当たらないところに光を当てていくのが政治であって、合併してそれだけの力ができたらそういう形でバランスのとれた町をつくっていくことが政治の力じゃないか。

ですから、そういう方向で事業展開をしていこう、そのことによってデメリットはメリットに変えることができる。

さらに、先ほどお話がありましたように、電子自治体、あるいは個人情報の問題がありますけれども、郵便局でもそういうことができるように法の整備ができてます。

だから、サービス等は決しておちるものではない。こんなふうを考えているところであります。

あわせて、合併しましたから、市になりましたから随分とイメージがかわりました。篠山市になった。さらに市民の皆さんも妙なもので、町民意識というよりも市民意識という人権意識とそういう意味での考え方というものは随分と変わりつつあります。

ですから、去年はNPOが立ち上がりました。市民のそういう動きがいろいろ出てきてま

す。そういう意味での意識の変化も大きいものがあるんじゃないか。こんな思いがするわけであります。



ちょうど1時間がたったんですが、話を聞いておりましたら10分か5分ぐらいは延びてもいいというようなことを担当の皆さんから聞かせていただいているんですが、もうできるだけ終わります。

さらに、現在の体制というのも、合併が行政改革と言いました。合併そのものが行政改革と言いました。これだけのいろいろな事業展開をしておりますから、多少とも箱物をつくったらお金がかかる。あとどうするのかという、皆さんに不安をかけてはならないということで、しっかりとした行政改革をしなくちゃならん。こんな思いをしています。

ですから、合併が行政改革と言いましたが、例えば、先ほど言ったように議員が57人から26人になって今の給与で換算をすると年間2億円違います。私ども特別職は15人から5人になって1億8,000万円違います。683人の職員を今合併して3年で32人減らしました。10年間で100人減らす計画を持っています。7億8,000万円違うんです。1人32万円として。

そうすると、11億円違う。さらにありがたいことに人口が増えてます。人口を増やしていくことによって、これは少子高齢化の時代で難しいんですが、1万増やしたら、今の交付税の制度は続くとは思いませんけれども、今の制度が続く限り10万の10億なんです。こういう面からしても、行政改革をしっかりやることによって変わってくる。したがって、必要経費はできるだけ切り詰めていく。特にその項目の1つに入札があると思うんです。

この2年間、3年間に随分とこれは悩まされました。平成12年だったと思いますが、朝日新聞の記者が篠山市の業者、地元業者が60社ぐらいあるんですが、この60社が談合しているというような記事が、朝日新聞の三面ですから関西に載ったんです。関係者を呼ぶとそんなことはしてないと。しかし、60社が平等に生きていくためには、それは話し合いもしないとどうにもなりませんというようなお話が出てきたりする。

そんな中で、そのことが談合に近いという疑いを持たれることになる。したがって、談合というような認定は我々がするもんじゃない。公正取引委員会が、あるいは警察がやるのか知らないけれども、私どもの入札の指名停止の中に、社会的な混乱を起こした場合は指名停止にすることがあるという一項がある。そういう意味での社会的混乱を起こさしめたということで、60社、11月の2日から2カ月間、全社指名停止にしました。

正月前なんです。お前用心せんにゃ、夜後ろからだれが突くかわからんぞというような話もありました。しかし、業者も反省してくれました。そんなこと一切なかったんです。

そういうことをやりながら、行政改革の一番大きな目玉の入札制度の改革を積極的に県の方からも理事を招いてやっているところがございます。

さらに支所と公民館を一つにして生涯学習をしっかりやっつけよう。あるいは支所が余ってますから、休んでますから、できるだけ有効活用しようということで、役場であった西紀の庁舎を人権センターとして立ち上げます。そこに、今は人権センターですが、例えば青少年センター、あるいは男女参画のセンターとかもろもろの各種団体の公共団体の組織のセンターをそこに配置をしていこうということで、地域の活性化を図っていこうとしています。

こういったことをいろいろ取り組みながら、支所の充実等は、サービス等はおとさないようにして、努力をしているわけでありませう。

さらに、これからの行政というのは、先ほども言ったような状況で選択される時代であるし、しっかりとした情報を公開をして、そして参画と協働、皆さんに市が持っているたくさんの情報を提供して、そして一緒にまちをつくっていきましょう。このことはひとつ市民の皆さんに負担してください。応分の負担はいただきたいと思ひます。そういう形のまちをつくっていくために積極的な情報公開と同時に参画と協働をしっかりとやっつけよう。協働というのは協同組合の「協」とそして人偏の「働く」、あの「働」であります。

こんな話があります。1人の方が自動車で道を歩んでいたら、大きな石があつて前に進めない。自分でその石を取り除こうとしてもなかなか石は取り除けない。次から何人かの方が車でお越しになる。何人かの皆さんが一緒になってその石を取り除けて目的地に到達することができた。

つまり、協働とは石を転がすの原理である。そういう形で市民の皆さんと行政というのは参画を協働をしていかななくちゃならん。こんな思ひをしています。

ですから、図書館をつくる場合も、あるいは障害者の支援センターをつくった場合も、もう計画の段階から公募で市民の皆さんに入つていただひてます。

あわせて、一挙に大きくなりましたから、100人委員会というのを公募で皆さんに参加をいただきました。19の小学校校区があるんです。大体そこから5人ということで100人近くなります。そして、いろいろ市民の声を吸収していただひて、提案をいただひてます。

さらに、女性委員会等々、あるいは各種委員会も公募で委員を積極的に選んでいただひています。

合併してビジョンをつくるときに、やっぱりビジョンがなければ合併だつてできんと思ひますが、そのビジョンをつくるときに公募で5人ほど入つていただきました。その若い人たちが、会長がおっしゃるんですが、言われるんですが、初めはこんな公募で若い者が入つてどんどん意見言われたらかなわんと思つたと。ところが、最後には公募から入つた委員さんの意見というのは、本当にいろんな意味で参考になった、いろんな意味で基本構想、あるいは基本計画の中に生かすことができましたというお話がありました。

そういう参画と協働というのは、事業の最初の段階から図書館をつくる時もそうですが、そういう形で歩んでいかなければならんと思ひておひます。

こういう形と同時に、民間の活力をどんどん入れていく。篠山は山奥ですけれども、昭和38年からガス事業をやっているんです。このガスも今大阪ガスに民間移譲したい、そんな思いで話を煮詰めつつあります。

さらにサービス等の部門はサービス会社つくって、そこにむしろ任せていく方がいいんじゃないか、こんな思いもしてます。

そういう形で100人の削減を図りながら、できるだけ小さな経費で最大の効果を上げていく行政運営をしなければならない。こんな思いがするところであります。

かって、「チーズはどこに消えたか？」という小さな本がベストセラーになりました。もう時間だからやめという拍手だと思うんですが、もうやめたいと思います。「チーズはどこに消えたか？」、確かにあのバブルの前は甘いチーズが日本にはたくさんありました。このチーズがなくなった。そのチーズを今度はどう求めていくかという選択を我々はしなくてはならん、こんな思いがいたします。

柳田国男さんの著書に「美しい村」があります。美しい村を我々はつくることのできる。永久につくっていくことのできる。大事なのは決意することである。こんなふうに言われております。

山口県の皆さんの決意を含めて、合併に向けての取り組みが発展することを祈念して終わりたいと思います。多少延びました。終わります。

司会

瀬戸亀男様でございました。熱心な御講演、誠にありがとうございました。どうぞ皆様いま一度盛大な拍手をお送りくださいませ。

以上で講演は終了させていただきます。



閉会

トップセミナーアピール
山口県市議会議長会会長（岩国市議会議長） 本田 嗣郎
主催者閉会挨拶
山口県町村会会長（橘町長） 中本 富夫

司会

ここで、本日の成果を踏まえ、主催者から「トップセミナーアピール」を行いたいと存じます。主催者を代表いたしまして、山口県市議会議長会会長の本田嗣郎がトップセミナーアピールを行います。

山口県市議会議長会会長（岩国市議会議長） 本田 嗣郎

山口県市議会議長会の会長でございます本田でございます。

多少お疲れのようでございますので、早口で申し上げたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

本日のセミナーにおきましては、貴重な御体験を踏まえた、非常に有意義なお話をお伺いすることができました。このセミナーの開催を機に、広く県民や関係機関などに、主催者として合併に取り組む姿勢を表明したいと考えております。主催者を代表いたしまして、市町村合併トップセミナーアピールを朗読させていただきます。



本格的な地方分権が進展する中で、少子・高齢化の進行、高度化、多様化する住民ニーズ、厳しい財政状況などへの対応を求められている市町村にとって、市町村合併の推進は、極めて重要で、緊急な課題となっております。

市町村合併は、地域の将来や住民の生活に大きな影響を及ぼすものであり、21世紀における自らの地方自治の姿を決めていくものでございます。

このため、各市町村は国、県とも一体となって、市町村合併シミュレーション調査や普及啓発活動の実施など、この問題に対する真剣な取組を進めているところであります。本日、市町村、市町村議会、関係諸団体などが一堂に会し、「市町村合併トップセミナー」が開催され、市町村合併の必要性や緊急性が改めて認識されました。

今後、それぞれの地域において、一層自主的、主体的、具体的な議論を興し、着実果敢に市町村合併の取組を進めてまいります。

平成14年5月13日

市町村合併トップセミナー

大変ありがとうございました。

司会

なお、このアピール文は各出口横のテーブルに用意いたしておりますので、お帰りの際にお取りいただければと存じます。

それでは、最後に主催者を代表いたしまして、山口県町村会会長の中本富夫が閉会にあたりまして、皆様に御挨拶申し上げます。

山口県町村会会長（橘町長） 中本 富夫



町村会の中本でございますが、本日のトップセミナーの閉会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は嶋津全国知事会事務総長、また、篠山市の瀬戸市長から示唆に富んだ御講演をいただき、誠に有意義なセミナーになりましたことを心からお礼を申し上げます。

21世紀を迎え、少子高齢化の進行、住民ニーズの多様化、地方分権の推進、危機的な財政状況等、市町村を取り巻く環境は大きく変化をしております。住民に最も身近な基礎的自治体としての市町村には、こうした社会経済情勢の変化に的確に対応し、いっそう重要となる役割を果たすための行財政基盤の充実が求められております。各市町村の合併の推進は大きな課題となっております。市町村合併は地域が自ら自主的、主体的に論議をし、結論を出すものであり、合併特例法の期限が迫る中で、私たちは今、それぞれの地域における具体的な方向を出す重要な使命を担っております。本日のこのトップセミナーを契機といたしまして、いっそう真剣にこの問題に取り組み、いっそう盛んな論議をしていただきたいと考えているところであります。

最後に、講師の方々に改めてお礼を申し上げますとともに、御参集の皆様の御健勝を御祈念申し上げます。御挨拶といたします。

本日は大変ごくろうさまでした。ありがとうございました。

司会

皆様、本日は長時間にわたり御清聴いただきまして、誠にありがとうございました。これをもちまして、「市町村合併トップセミナー」を終了させていただきます。